むつ市議会第199回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成21年3月16日(月曜日)午前10時開議

諸般の報告

【議案上程、提案理由説明】

- 第1 議案第36号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第37号 平成20年度むつ市一般会計補正予算

【一般質問】

- 第3 一般質問(市政一般に対する質問)
 - (1)7番 野 呂 泰 喜 議員
 - (2)5番 工 藤 孝 夫 議員
 - (3)2番 澤 藤 一 雄 議員
 - (4)3番 新 谷 泰 造 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(23人)										
1	番	鎌	田	ちょ	子	2番	澤	藤	_	雄
3	番	新	谷	泰	造	5 番	I	藤	孝	夫
6	番	横	垣	成	年	7番	野	呂	泰	喜
9	番	白	井	=	郎	11番	千	賀	武	由
1 2	番	Щ	本	留	義	13番	馬	場	重	利
1 4	番	佐々	木	隆	徳	15番	富	岡		修
1 6	番	菊	池	広	志	18番	髙	田	正	俊
1 9	番	Щ	崎	隆	_	20番	Ш	端	澄	男
2 1	番	中	村	正	志	22番	村	Ш	壽	司
2 3	番	浅	利	竹二	郎	2 4 番	新	谷		功
2 5	番	斉	藤	孝	昭	26番	冨	岡	幸	夫
2 7	番	村	中	徹	也					
欠席議員(4	人)									
4	番	目	時	睦	男	8番	Ш	端	_	義
1 0	番	囼	崎	健	吾	17番	半	田	義	秋
説明のため出席した者										
市	長	' 宮	下	順一	郎	副市長	野戸	谷	秀	樹
		П	•	717	MI2	H) 17 K	1 3 /	н	73	1323
教 委 員	育会長	Щ	本	文	Ξ	教 育 長	牧	野	正	藏
公 営 企 管 理	業 者	遠	藤	雪	夫	代 表 監 査 委 員	小	Ш	照	久
選挙管委員	理会	佐々	木	鉄	郎	農業会長	立	花	順	_
委員	会長	12 \		271	NI-		_	14	7100	
総務部	長	新	谷	加	水	総 務 部 書 監	齌	藤	秀	人
総 務 理	部事	石	田	Ξ	男	総 務 部 理 事 出 納 室 長	I	藤	正	明
企画部	長	冏	部		昇	企画部理事	近	原	芳	栄
民生部	長	佐	藤	吉	男	保 健 福 祉 部 長	吉	田	市	夫
経 済 部	長	櫛	引	恒	久	建設部長	太	田	信	輝
選 挙 管 委 員 事 務 局	理 会 長	大	芦	清	重	監 査 委 員 事 務 局 長	齌	藤		純

	教育部長	佐	藤	節	太 隹		教委事理中公 民館	育会局事央長	髙	田	文	明
	公 営企業局長	佐	藤	純	_		企 財 調 整	部 政 監	下	Щ	益	雄
	民 生 部 理 理 第 廃 策 課 長	奥	島	愼	_		経 副 農 林 部 課	部事産長	西	塚	廣	美
	経 済 理 五 観 武 観 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	中	嶋	達	朗		建 副 理 用 地 課	部事長長	手 間	本	富士	盆
	建 設 部副 理 事 土 木 課 長	布	施	恒	夫		農委員事務局	業会長	吉	田		薫
	教委事副総 員務理 課 課課	安	藤	哲	雄		教委事副市ス課ー	育会局事民ツ長	成	田	晴	光
	総務部 行政経営 課	花	Щ	俊	春		企画課	部長長	伊	藤	道	郎
	企画部財政課長	石	野		了		民 生 廃 策 対 括 主		竹	Щ	清	信
	経 済 部水産課長	笠	井	哲	哉		教委事市ス総ポーツ主	育会局民課幹	猪		和	則
	総 務 部総務課長	松	尾	秀	_		総 務 総 務 行 政 係		吉	田		真
	総務 課係任	栗	橋	恒	平							
事務局職員出席者												
	事務局長	河	野	健	=		次	長	エ	藤	昌	志
	総括主幹	Щ	崎	幸	悦		総 括 主	幹	柳	田		諭
	議事係主 査	石	田	隆	司		議 事 主	係 事	井戸	向	秀	明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(村中徹也) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達してお ります。

諸般の報告

○議長(村中徹也) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

本日市長から、今定例会に議案2件を追加提案 したい旨の申し入れがあり、先ほど開催した議会 運営委員会で本日この後上程することが決定され ておりますので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(村中徹也) 本日の会議は議事日程第4号 により議事を進めます。

> 日程第 1 ~ 日程第 2 議案上程、提 案理由説明

○議長(村中徹也) 日程第1 議案第36号 むつ 市育英基金条例の一部を改正する条例及び日程第 2 議案第37号 平成20年度むつ市一般会計補正 予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) おはようございます。ただいま追加上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第36号 むつ市育英基金条例の一部

を改正する条例についてでありますが、本案は、 当市の人材育成にという趣意をもって、トントゥ ビレッジ育英資金の原資としてご寄附をいただき ましたので、これを育英基金に組み入れ、有効な 管理運営を図るためのものであります。

次に、議案第37号 平成20年度むつ市一般会計 補正予算についてでありますが、本案は、景気浮 揚対策を柱とした国の第2次補正予算及び関連法 案が今国会において成立したことから、定額給付 金給付事業を初めとした各種事務事業及び指定寄 附に係る予算について補正するものであります。

今回提案いたします補正予算は、20億1,386万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は344億3,232万5,000円となります。

まず、歳出の主なものについてでありますが、 総務費では、地域活性化・生活対策臨時交付金の 交付見込額の一部を翌年度実施予定としておりま す事業の充当財源とするため、公共施設整備基金 積立金を増額しております。

民生費では、定額給付金の給付に要する経費及 び子育てに係る負担の軽減を図るため、子育て応 援特別手当の給付に要する経費を計上しておりま す。

衛生費では、無料の妊婦健康診査を6回目以降 14回目までに拡充するため、扶助費を増額してお ります。

農林水産業費では、急増する二ホンザルによる 農作物被害の軽減を図るため、電気ネット及び接 近警報システムの設置に要する経費を計上してお ります。

商工費では、奥薬研修景公園周辺のレストハウス、足湯及びかっぱの湯並びに脇野沢温泉の改修に要する経費を計上しております。

土木費では、川内地区の安部城1号線及び大畑 地区の兎沢・小目名線整備事業費を計上しており ます。

教育費では、育英基金繰出金、小学校教育用コンピューター及び児童用机・いすの更新に要する 経費を計上しております。

諸支出金では、むつ総合病院の医療機器の整備 にという趣意をもって寄附の申し出があったこと に伴い、下北医療センター負担金を計上しており ます。

次に、歳入の主なものについてでありますが、 国庫支出金では定額給付金給付事業補助金、子育 て応援特別手当交付金、地域活性化・生活対策臨 時交付金及び特定鳥獣保護管理対策推進支援事業 補助金を、県支出金では妊婦健康診査特別対策事 業交付金を、寄附金では育英資金寄附金及び医療 機器整備費寄附金を計上しております。

また、年度内の事業完了が見込めないことから、 定額給付金給付事業ほか8事業について、繰越明 許費の追加をしております。

以上をもちまして、上程されました2議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げる次第であります。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わ ります。

ただいま上程いたしました議案第36号については、明3月17日に質疑及び委員会付託を、議案第37号については、最終日の3月19日に質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

日程第3 一般質問

○議長(村中徹也) 次は、日程第3 一般質問を 行います。

本日は、野呂泰喜議員、工藤孝夫議員、澤藤一

雄議員、新谷泰造議員の一般質問を行います。

野呂泰喜議員

○議長(村中徹也) まず、野呂泰喜議員の登壇を 求めます。7番野呂泰喜議員。

(7番 野呂泰喜議員登壇)

○7番(野呂泰喜) おはようございます。まず、 皆様方におわびを申し上げます。風邪を引きまし て、ちょっとお聞き苦しいかもしれませんけれど も、ご容赦のほどお願いいたします。

2008年9月、本庁舎移転改修費の一部約6億 2,500万円を盛った補正予算が通り、2008年12月 に市役所の位置を定める条例の一部を改正する条 例が可決され、今後必要となる移転経費約18億円 のうち約12億円は合併特例債を充て、償還期間は 20年、年間最大負担額は2,750万円、ただ庶民感 覚からすれば、20年ローンで家を買ったら返済が 苦しく医者にも通えないという事態になれば、本 末転倒ではないでしょうか。財布の中身が変わら なくても景気のよいときと悪いときとでは心の余 裕が違う、将来に収入に不安があれば、どうして も必要なもの以外は節約をし、できるだけ蓄えに 回そうという心理が働くのではないでしょうか。

また、市庁舎移転は喫緊の事業なのでしょうか。 合併してよいことは一つもないという思いは、旧 3町村民の共通した認識だと思います。高サービ ス低負担のうたい文句で合併したものの、国民健 康保険税及び固定資産税は容赦なく上がり、まだ まだ公共料金が上がるということも聞いておりま す。

合併特例債も市民への説明と違う使い方をしているように思われます。今旧3町村の集落は、急激な過疎化が進んでおります。財政事情が厳しい状況の中で、庁舎移転にお金をつぎ込むことに疑問を感じます。市長、市議は私利私欲を捨てて是

々非々の政治をお願いいたします。

前段は新聞のコラムに、後段は新聞の明鏡に載った市民からの投稿であります。まことに厳しいご指摘であると私は思います。

むつ市議会第199回定例会に当たり、通告順に 従い一般質問を行います。市長並びに理事者にお かれましては、前向きなご答弁をお願いいたしま す。

市長の政治姿勢の1点目、JR東日本大湊線問題についてお伺いをいたします。JR東日本大湊線強風対策につきましては、むつ市議会第190回、第195回、第196回定例会と質問を重ねてきたところであります。私といたしましても、一日も早い地域住民の通勤、通学、通院という日常生活を担う交通手段として利用者の不便を解消することが第一義であろうと思いまして、JR東日本大湊線の強風対策に力を入れてまいりました。今まで質問してきました内容と、市長並びに市長部局の答弁を市民の皆様にわかりやすくまとめてみたいと思います。

むつ市議会第190回及び第195回定例会におきまして、JR大湊線はJR東日本が定める早目規制区間となっており、6基の風速計が設置され、この風速計が毎秒20メートル以上を観測すると時速25キロメートル以下の速度規制となり、風速が25メートル以上になると運転中止の措置がとられることになっております。そして、それぞれ30分間の規制が継続をされることとなっております。

強風に対する恒久的な防風策として、ベルト式ネットフェンスの設置が強風対策に有効で、実際に必要とされる箇所すべてに本格的に柵を設置するとなると総工費で約12億円もの費用がかかる。そこで、むつ市議会第196回定例会では、ベルト式ネットフェンス設置に12億円の費用についてどのようにするかとの質問をいたしましたところ、むつ市としては強風対策は基本的にJR東日本の

負担で整備をすべきものという考えでありますとの答弁でありました。また、JR東日本としては一貫して沿線自治体の負担で整備すべきものであるとの考えでありました。以後平行線をたどっておる状況であります。これが今までの経緯、経過であります。私といたしましても、強風時にも強い大湊線を一日も早く確立すべきであると思います。

現状を申し述べれば、平成20年11月から平成21年1月末までの運行規制状況でいくと、規制日数28日、規制本数165本、運休本数120本と、このような状況では、利用者の信頼を得ることは難しいのではないでしょうか。そこで、質問でありますが、平成20年度の運行規制の状況はどのくらいであったのかお聞きをいたします。また、平成20年12月11日、強風によるJR大湊線の運休遅延等の対策について及び利便性の向上を図るため、防風柵の設置等による恒久的な強風対策の実施に向けての青森県及び青森県議会との合同によるJR東日本本社及び盛岡支社に要望が行われたとありますが、予算及び負担割合まで話し合いが持たれたのかをお伺いいたします。

川内地区、大畑地区、脇野沢地区への支援方についてお伺いいたします。旧町村地区においては人口減少が著しく、また低迷を続ける社会経済情勢に旧町村が埋没しかねない状況に今のままでは追い込まれかねないのではないでしょうか。むつ市議会第198回定例会でも申し上げたところでありますが、川内地区、大畑地区、脇野沢地区は農林水産の第1次産業が基幹産業で栄えてきた歴史であります。新むつ市として農林水産の第1次産業に地域ごとの基盤整備が必要であろうかと思われます。

そこで質問でありますが、国は08年度、第2次 補正予算に農林水産第1次産業への就労希望者を 雇用する場合の補助金や若者の研修費の助成とし て支援対策が盛られておりますが、市として前向 きに取り入れるべきと思いますが、市長のお考え をお伺いいたします。

また、農林水産第1次産業への後継者、そして 担い手確保に支援対策もございますが、市長とし てのご所見をお伺いいたします。

小・中学校統廃合についてお伺いをいたします。加速度的に進む少子高齢化、そして定住人口の減少という現実、それに伴い児童数の減少に歯どめのかからない状況であります、町村において。学校規模の適正化、そして教育の地域格差の解消、教育環境の均一化として平成19年度末をもってむつ、川内、大畑地区の小規模校8校が閉校いたしました。地域住民の皆様にとりまして、地域から学校がなくなるということはまことに残念であったことと思います。

平成20年度むつ市教育委員会の事務の点検及び評価に関する報告書を見れば、学校統廃合において統廃合の趣旨を地域保護者に十分理解していただき統廃合を推進したとあります。そこで質問でありますが、現在統廃合による廃校となりました校舎の再利用はどのようになっているのか、また教員住宅もどのようになっているのかをお尋ねいたします。

本庁舎移転事業についてお聞きをいたします。
2008年、むつ市議会第198回定例会にむつ市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例により移転事業費28億2,000万円、開放エリアも合わせた現段階での総事業費は約31億5,000万円に上る事業でありますが、今だに開放エリア2,800平方メートルが確定されていない状況であります。
2007年4月に本庁舎移転基本計画審議会の答申により、開放エリア、空きスペースの利活用策として商業系テナントを中心として入居してもらい、複合型の拠点施設づくりにより商業活動として就業機会の拡大と入居料による市歳入の確保を図

り、官民協働による地域振興を図るとしてあったものが、2008年2月に開放エリアへのテナント導入を撤回して子育て支援施策として方向転換がなされ、また新たな開放エリア整備案が出されました。内容として、市民プラザ及びワークプラザから成る複合施設とするとあり、市民プラザを指定管理者による管理運営を検討、キッズプラザは子育て支援拠点センター施設として、ワークプラザは各種団体活動支援施設との説明でありましたが、このたびの説明では金融機関のATM、食堂、そして産直広場、農協、漁協等による下北の1次産品加工品の展示販売、その他にテナントとありますが、残りの空きスペースをどのようにするかお伺いをいたします。

本庁舎移転にかかわる道路整備についてお伺いをいたします。2007年5月にむつ市本庁舎移転基本計画策定により、本庁舎への出入り口の複数確保とあります。現在国道338号バイパス側からの出入り口が3カ所しかなく、災害時の対応として避難道路、救援道路として多方向への複数道路の確保が必要であるとしてありますが、具体的に検討しておるのかお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。 〇議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 野呂議員のご質問にお答え いたします。

私の政治姿勢に関するご質問の1点目、JR東日本大湊線の諸問題として、強風対策に関するご質問であります。平成20年度の規制本数及び日数につきましては、企画部長から答弁させますが、今定例会の行政報告で企画部長から報告させました内容を見ますと、昨年11月から本年1月までの3カ月間の規制日数は28日で、規制本数及び運休本数とも100本を超えており、かなり多いといった印象を持ったところであります。これは、大湊

線は全区間が早目規制を行う区間となっており、また」Rとしても平成17年の羽越線脱線事故を教訓として安全を先取りした対応を行っているということであり、冬期間における規制日数、規制本数等が多くなるのは特別な強風対策を講じ得ずにいる現時点ではやむを得ない面もあろうかと考えております。しかしながら、この規制日数の多さが大湊線利用者の利便を阻害する要因となり、利用促進の足かせとなっているところであり、それがまた再三にわたっての野呂議員のご質問につながっているものと理解するところであります。

議員ご発言のように、強風対策は利用者をふや すための方策として、また地域住民の足を確保す るための方策として欠かせないものではあります が、これまでの答弁でも申し上げておりますよう に、平成16年3月にまとめられた防風試験柵研究 会の報告書では、防風柵を設置するとなると、総 延長8.1キロメートルで約12億円という経費がか かるとされているところであり、踏み込めない現 状にあります。試験柵の設置に係る経費の約850万 円についても、負担割合について、仮の試算はし ておりますが、当時の県企画政策部、JR東日本 盛岡支社、下北郡内各市町村及び大湊線沿線の野 辺地町、横浜町で構成するJR大湊線連絡協議会 での協議では、防風柵の設置経費約12億円の負担 方法及び防風柵のメリット等がはっきりしなけれ ば試験柵の設置にも踏み込めないとされたところ であります。それ以降関係者間において試験柵及 び防風柵の設置に関し負担割合も含めた具体的な 協議は行われていないものであります。

この報告書によりますと、有戸 吹越間の泊川橋りょう付近に設置している風速計が風速20メートルを超える風を最も多く観測していることや、駅と駅の間が13.4キロメートルとJR東日本管内においても最長区間となっていることから、この区間での速度規制が東北本線への接続に影響を与

える大きな要因となっているとして、この区間の うち約4.5キロメートルある海浜並行区間への防 風柵設置が強風対策上最も有効となる区間として 報告されております。

しかしながら、一方でこの区間はJR大湊線沿線で最も車窓からの眺めがよい区間であり、文豪幸田露伴が吹越海岸の美しさをたたえた一節を刻んだ石碑も建立されている場所でもあるということから、防風柵の設置については巨額の経費と相まって、容易ならざるものと思い、当市としては下北駅周辺整備等による側面からの利便性向上を優先させてきたところであります。

そこで、県やJR東日本盛岡支社への要望の際に防風柵の設置について、経費の負担割合も含めた話し合いはしているかとのご質問でありますが、これまで青森県に対する重点要望やむつ市議会との合同要望等において、JR大湊線の強風対策についてを継続的に掲げ取り組んできたものの、県及びJR東日本盛岡支社参画のJR大湊線連絡協議会での協議経過の兼ね合いもあって、防風柵設置に係る認識を伺うなど、包括的話し合いが主であり、経費負担割合等各論に踏み込めないで来たのが現状であります。

昨年7月のむつ市議会との合同要望においてJR東日本盛岡支社に尋ねたところでは、設置区間が長くなることから膨大な投資額になることや、車窓からの眺めをセールスポイントの一つとしているジョイフルトレイン「きらきらみちのく下北号」の運行にも関連して、JR東日本盛岡支社としては景観を損なうこと等から非常に悩ましい課題であるとの認識が示されております。しかしまがら、下北駅に新駅舎も完成し、また本年12月を予定している下北駅前広場が完成すれば、受け入れ基盤の点で利用者の利便も向上することから、今後はこの点を地元及び県内外の観光客へアピールするとともに、東北新幹線(仮称)七戸駅、新

青森駅の開業をにらんで大湊線の利用促進のため の強風対策も含めた利便性向上策等についての協 議及びアクションを本格化することが肝要となっ てまいりますので、休止状態となっております」 R大湊線連絡協議会での協議を再開する方向で県 及び関係自治体やJR東日本盛岡支社、青い森鉄 道とるる協議に努めてまいりたいと考えております。

次に、旧川内、大畑、脇野沢への支援方についてのご質問にお答えいたします。むつ市の農林水産業は経営規模が小さく、旧町村部においても従事者の高齢化や経営が不安定なことなどから、後継者不足など若年労働者の農林水産業への就労が限られたものとなっており、経営の安定を持続的に進めていくために多くの課題を抱えている状況にあります。

このような現状から、市では農林水産業の経営 安定を図るため、むつ、川内地区での夏秋いちご 日本一飛躍産地育成事業、川内地区でのあおもり 園芸産地育成総合整備事業、むつ、川内、脇野沢 地区での中山間地域等直接支払交付金事業、むつ、 川内、大畑、脇野沢での森林整備地域活動支援交 付金事業など、国・県の補助事業を活用した事業 に取り組んでいるほか、市内各地区の生産物を市 内外にアピールすることによる販売強化のため、 「むつ市のうまいは日本一」プロジェクトチーム を立ち上げ、さらに私自身が首都圏において市場 等へのトップセールスを行ってきたところであり ます。

また、議員ご指摘のとおり、国では現在農山漁村における雇用創出への取り組みとして、緑の雇用担い手対策や漁業担い手確保育成対策として農林漁業への新規就業への支援事業、耕作放棄地対策を図るための基盤整備の推進事業など新たな事業や、これまで実施してきた事業の拡充などの施策を打ち出しております。市では、これらの国の

施策をどのように活用できるのか、今後旧川内、 大畑、脇野沢地区だけでなく、市全体の課題とし て農林漁業団体と連携を図りながら検討してまい りたいと考えております。

次に、首都圏で働いていた方が戻ってくる受け 皿の整備をし、後継者として育成したらどうかと のご質問でありますが、将来に向けて活力ある農 村社会を維持し、市政発展の基幹に農業を位置づけていくためには、意欲を持って農業を行う担い 手を確保、育成することが極めて重要なことであり、他産業等からの参入は新しい感覚のもとで、 地域へ刺激を与える効果など、農林水産業の活性 化に期待できるものと考えており、市では平成 18年度にむつ市新規就農促進基本方針及び新規就 農者受け入れ計画を策定し、標準的な営農類型を 示すほか、新規就農に関する関係機関等の役割等 を定めたところであります。

一方で、農林水産業は自然環境の影響を受けることや技術の習得など、安易に取り組めるものではなく、ある程度の資金や忍耐力などが求められ、このことが新規就農が余り進んでいない要因であると思われます。しかしながら、雇用対策とあわせて後継者育成等農林水産業活性化の一つの方策として今後どのような対策が必要か、調査研究をしてまいりたいと存じます。

ご質問の小・中学校の統合等につきましてのご 答弁は教育委員会より申し上げます。

次に、本庁舎移転についてのご質問にお答えいたします。まず、開放エリアの整備計画についてでありますが、さきの定例会でお示しした子育て支援機能を中心に整えていこうという計画に対し、3億円を超える経費の面などについて慎重を期すべきとのご意見をいただきましたことから、さらに整備内容の精査が必要であろうと判断し、庁舎との同時開業を見送ったものであります。平成22年度には、現庁舎も解体する予定であります

ことから、今後は開放エリアのこれまでの検討結果を踏まえつつ、当市において各分野、または各年齢層で市民が必要としている機能が何であるかをさらに幅広く的確に把握し、市の施策との整合性を勘案しながら、開放エリアと現庁舎解体後に残る建物との並行した利活用検討が必要であり、無理のない整備時期を決定していくことが肝要と考えております。なお、今回補正予算で設計費の御議決をいただきました外部テナント部分の整備につきましては、来庁者や職員の利便性を考えて4金融機関のATMと現食堂にそのまま移転開業していただくほか、仮称ではありますが、産直に場合に場所を貸し付け、新鮮な地域の1次産品を中心に販売していただくテナントの整備を考えております。

市が内外装を整備し、備品類などはテナント入 居者側となりますが、改修設計がまとまり次第、 でき得れば6月には工事請負費を補正提案させて いただき、9月の同時開業を目指したいと考えて いるところであります。

次に、取りつけ道路のことについてでありますが、現状の出入り口は国道338号バイパスに面して3カ所ございます。車の混雑はショッピングセンターだったころほどにはならないと考えておりますが、朝夕の通勤時間等に集中して交通渋滞が起こり、利便性が損なわれる可能性があることは否定できません。特に中央団地付近交差点、また家畜保健所付近交差点においてさらなる渋滞が懸念されますが、庁舎移転後状況を確認検証し、必要に応じ、職員の出退勤時間の調整や右折または左折レーンの明確表示を関係機関にお願いする等の措置を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(村中徹也) 教育長。

(牧野正藏教育長登壇)

○教育長(牧野正藏) 野呂議員の小・中学校の統

合により廃校となった校舎の再利用についてのご 質問にお答えいたします。

閉校いたしました校舎等で現有している建物は、旧むつ地区では金谷沢小学校、中野沢小学校、角違小中学校及び烏沢小学校の4校であります。 川内地区では、戸沢小学校、畑小学校、宿野部小学校、蛎崎小学校及び桧川小学校の5校であります。大畑地区では、佐助川小学校、小目名小学校及び関根橋小学校の3校であります。脇野沢地区では、小沢小学校、滝山小学校及び九艘泊小学校の3校で、むつ市全体では15校となっております。

また、これら閉校となった学校に付随する教職員住宅は12棟となっております。教育委員会では、昨年5月にこれら閉校した校舎等の一部を市民及び教育機関の利用に供することを目的としてむつ市閉校後の学校施設開放に関する要綱を定め、その使用手続等の明確化を図ったところであります。

このことにより、弘前大学教育学部からは教員 免許の更新のための講座を旧桧川小学校校舎を利 用して行いたいとの申請があったところであり、 本年8月にはこの更新講座を開催することとして おります。青森県内では、教員免許の更新講座は 弘前大学において行うということが通常でありま すが、むつ下北地域の教員免許を持つ先生方にと っては、弘前大学等への遠方まで行かなくとも下 北においてその講座を受講することが可能となった ところであります。閉校した学校がこのように 活用されることは大いに歓迎するところであります。

また、現在一般にご利用いただいているのは中野沢小学校体育館の1カ所、地域の行事等に利活用されている施設といたしましては金谷沢小学校、小目名小学校、関根橋小学校及び蛎崎小学校の4校、また公民館、地区館施設として小沢小学校、滝山小学校及び九艘泊小学校の3校、遺跡発

掘物及び民具の保管施設として佐助川小学校及び畑小学校の2校となっております。これ以外の校舎及びそれに附帯する教職員住宅は、倉庫や保管施設等として利用しております。

以上、活用の状況について申し上げましたが、 学校としての役割を終えた施設でありますので、 校舎本体及び教職員住宅につきましては、補修を 行っていないというのが現状であります。木造校 舎で築40年から60年、鉄骨づくり校舎で築30年以 上を経過しており、附帯する教職員住宅を含めま して、その大半が老朽化により傷みがひどく、部 材の傾斜や雨漏りが著しく進んでいる状態にあり ますことから、教育委員会といたしましては、こ れら施設をいずれ解体するという方向で考えてい るところであります。

解体するまでの間は、防火や防犯面が危惧されますので、地域の方々に目を配っていただくことをお願いをしているほか、敷地の草刈り等の最小限の環境整備を行っているところであります。これらのことから、学校施設としての通常の維持管理ができていないということから、市民の皆様方に積極的にご利用をお勧めできる状況になっていないのが現状でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 企画部長。
- ○企画部長(阿部 昇) JR東日本大湊線の諸問題に関する市長答弁に補足いたしまして、ご説明を申し上げます。

平成20年度の規制本数及び規制日数についてのご質問でありますが、先般2月27日に行政報告としてご報告申し上げた1月までの数値以降の2月、3月の数値につきましては、いまだデータがございませんので、平成20年2月から今定例会で報告いたしました1月までの1年間として、つまりはこれまでの4回分の行政報告に相当するものとしてご答弁させていただきます。

規制が行われた日数は55日間で、運休本数は 162本、速度規制を行った本数は301本でございま した。

それと、先ほどの冒頭の質問の中で青森県、県議会等4者での合同要望の場において具体的な防風柵設置に係る負担割合についての話し合いはあったのかということでございますが、これは最重点要望項目といたしまして、東北新幹線全線開業時におけるリレー列車の整備について、これを最重点の要望項目に掲げているほか、要望項目の人の表して大湊線の利便性向上について、強風による運休遅延等の対策として防風柵の設置等恒久的な対策を早急に実施するとともに、運転が見合わせとなった場合など、あるいは野辺地駅での接続の利便性の向上など、これを主眼としてお話をしているところでございまして、負担割合につきましては具体的に言及したものではございません。ということでお答えにいたしたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 7番。
- ○7番(野呂泰喜) ご答弁まことにありがとうご ざいました。

まず、JR東日本強風対策からまいりたいと思います。規制日数が55日、そして運休が162本、速度規制が301本ということでありますけれども、これは平成20年2月から今の報告した平成21年1月までですか。なるほど。いずれにしても、先週まで強風で非常にダイヤが乱れておったと、2月、3月は運休、そして速度規制、規制日数が物すごく多かったかなと見ておりますけれども、市長、私はやはりこの秋口から冬にかけてが一番規制日数が多いのではないかなと思っております。

それで、先ほど市長からの答弁で羽越線が出ましたけれども、私その羽越線のベルト式ネットフェンス拝見してきました。あそこも特急が強風により脱線して死者が3名か4名ぐらいお出になった路線でありましたけれども、あそこも確かに野

原の中に1つベルト式ネットフェンスが張ってありました。ただし、冬だけです。

そもそも強風対策、むつ市が規制にかかわったのはなぜかというと、余部鉄橋の事故が発端でこの速度規制なり規制区間ができたと私は認識しております。先ほど答弁の中に新しい事実が出てきましたけれども、吹越から野辺地間のところが一番規制が出るのだと。まず、ではそこを集中的に風速計を囲えばどうですか。いわゆる風速計のところをきちっと風の対策をしてあげれば。総事業費で約12億円かかるのであれば、風速計6基のところを6年計画で事業をやっていったらいかがですか。簡単な計算、安易な考え方かもしれませんけれども、12億円かかる6基を風対策していくと、2億円ずつということです。その部分、まず市長、お伺いをいたします。

会議録署名議員の追加指名

○議長(村中徹也) この際申し上げます。

会議録署名議員が不在となりましたので、会議 録署名議員を追加指名いたします。

15番富岡修議員を指名いたします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 風速計を囲むというふうな ご趣旨のご発言でございますけれども、風速計は 自然の状態に置いておいて、そしてその部分の風 の速さ、これをはかるわけでございますので、風 速計を囲むというふうな発想については、私はち ょっと理解ができないところであります。これは、 そうすると、風速計だけを囲んでしまうと、あく までも風の速さを外に出さないための手法に感じ られるわけでございまして、そこのところが私ち ょっと今野呂議員のご発言に理解がまだできない ところであります。

これを例えば6カ所あるから2億円ずつの6年でできるのではないかというふうなお話でございますけれども、先ほど壇上でもお話ししましたように、これはJR沿線の野辺地町、横浜町、下北の市町村、そしてJRというふうな部分での協議、これが必要であります。その部分で、その区間だけを例えば防風柵を設置する、そういう部分についての負担割合、そういうふうなものがまだまだ話に至っていないということでご理解をいただければなと、このように思います。

- ○議長(村中徹也) 7番。
- ○7番(野呂泰喜) そうすると、市長は前向きに話し合いを考えるということでよろしいのかな。 JR大湊線連絡協議会、これがそうするとまだ 存続しておると考えてよろしいのでしょうか。
- ○議長(村中徹也) 企画部長。
- ○企画部長(阿部 昇) 存続してございます。今 ほど出ておりました防風試験柵の調査のための下 部機関、課長レベルでの会議でございますが、そ の成果が報告書としてこれまでるる報告されてき た内容のとおりでございまして、その報告がなさ れたのが平成16年5月14日の連絡協議会、ここを 最後に、いわばこれまでちょっと冷却期間という ことで言えるかと思いますが、問題のいろんな本 質を客観的に俯瞰して、それぞれが一たん熟考し ましょうといった期間として理解してございます ので、改めて再開し、しかるべきアクションを起 こしていくという先ほどの市長の答弁に尽きるわ けでございますが、ご理解をいただきたいと思い ます。
- ○議長(村中徹也) 7番。
- ○7番(野呂泰喜) 平成16年6月にベルト式ネットフェンスという結論を私はいただきました。それから4年過ぎておるわけです。十分過ぎるほどの冷却期間はあったのではないかなと。その間に一回も予算面に入らず、その間に延々と市民の方

々は利便性をそがれておったというこの現実だけ は残ってきておるわけです。大変厳しい言い方か もしれませんけれども、政治の影が全く見えない。 欠陥がわかっていて、その欠陥を整理してあげら れない、これほど私は政治として恥ずかしいもの はないのではないかなと。ましてJRさんは、こ れどなただったかな、非常にJRさんは政治家だ という話を私一回どこかで聞いたことあるのです けれども、やはり市長、最後は私はあなたが決断 するしかないと。あなたがやろうと思えば皆さん がやると、皆さんがついてくるのではないかなと。 いわゆる沿線自治体のその主たる核は、宮下市長、 あなたなのです。あなたがやると言えば、皆さん はやっていただけると思う。あなたがキャスチン グボート握らなければ、物事は解決しないと思い ます。そこのところ、市長、もう一回ご答弁をお 願いいたします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 高い評価をいただきました ことに対し感謝を申し上げますけれども、私一人 ではなかなかできないものでありますし、やはり これは沿線の自治体の協議、そしてJR側、それ もやはりあります。先ほど申し上げましたように、その部分においては防風対策がなかなか進まない というふうなことで、側面的な部分で利便性を高めるということで、下北駅前の周辺整備、これを まず取っかかりとして環境を整えていくというふ うな手法に至っているということで十分ご理解を いただけるものと、このように思います。
- ○議長(村中徹也) 7番。
- ○7番(野呂泰喜) いずれにしても、時間がなく なりましたので。

各方面からこのJR強風対策に対する要望等が 出てきております。利便性という形で要望が出て おりますけれども、やはり私は最終的に利便性と いうのは定時走行、これが一番の利便性であろう かと。そして、市民のために安心安全、そして足 を確保するものであると私は思っております。

次に、飛びまして、小・中学校の統廃合について、大変教育長、ご答弁ありがとうございました。 廃校校舎につきまして、いろいろ倉庫なりに使っておるということで理解はいたしました。ただ、やはり老朽化が著しく、あとは使えないだろうという、基本的には取り壊しという形を持っておられるようですけれども、やはり地域にまだその学校が現存しておりますので、その部分、地域の皆さん方のご協力をいただいて、地域によってお金を出しているところ、地域によってお金を出していないところがあるみたいですので、できるならば草刈り等なりも満遍なく手当てをしてあげたほうがよろしいのではないか。

それと、やはり安全面等からいくと地域の皆さ ん非常に不安になっておられるところもあるので はないのかなと思います。これはあくまでも要望 ですので。

それと、農林水産に関しては、市長、私も市長 と同じ、認識は一緒だなと思っております。ただ、 首都圏は非常に今労働人口があふれてきておる、 あふれているというのは大変失礼な言い方かもし れないけれども、出てきておる状態で、これから はやはり地方にUターンもしくはIターン、Jタ ーンがふえるのではないのかなと。先ほど答弁の 中にもありましたけれども、やはり地域に戻って きて根差した仕事をしていただければ、非常に地 域も活性化になり、また就労の場をこちらのほう で与えてあげれればなという思いで質問をさせて いただきました。ただ、私の質問がちょっと早か ったせいなのか、まだ国のほうでは第3次補正予 算という考え方もしておるみたいですし、平成 21年度予算がまだ通っていないという状態で、今 回の質問は呼び水的な質問ということで、また6 月に再度仕切り直してやらせていただきたいなと

思っております。

1つ端的に言えば、就業訓練中の生活保障という部分が雇用の対策が出ておりますけれども、月額最大10万円給付、ところが2次補正では12万円に拡充するということになっています。国のほうがまだまだふえる可能性があるのかなと思っていますので、もう一回6月にやらせていただきたいなと思います。

最後に開放エリア、確かに非常に12月議会でも 異論が出た部分でございます。これに関しては、 また出たときに話をさせていただきます。

本庁舎の道路整備についてでありますけれど も、出退勤の時間差を設けると、そして道路の緩 和をするのだと。ショッピングセンターがあった 時代でも、お客さん、いつ入ってきて、いつ買い 物をして出ていくか、それはわからない時間帯で もあれだけ込んでおったと。まして今の市役所で すと、大体幾らですか、職員の皆さん方が300台 ぐらい来ているのかな。あそこが、出てすぐ左に 曲がると信号、出るところに信号、そして右に曲 がるとまた100メーターぐらいで信号。いわゆる 信号と信号の間に市役所があるということで、入 るのは楽でしょうけれども、出るのがなかなかこ れは難しく込み合いになるのではないのかなと思 います。そうすると、その道路整備に関しては、 取りつけ道路と申しますか、その道路に関しては まだ一向に検討はしていないと解釈してよろしい のでしょうか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 先ほど壇上でお話をしたとおりでございまして、庁舎移転後、その状況を確認し、検証し、必要に応じて先ほどのお話しのとおり、出退勤時間、その調整とか右折レーン、そしてまたそういうふうなことをもろもろ関係機関と協議をする、そういうところでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長(村中徹也) これで、野呂泰喜議員の質問 を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。 午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

工藤孝夫議員

○議長(村中徹也) 次は、工藤孝夫議員の登壇を 求めます。5番工藤孝夫議員。

(5番 工藤孝夫議員登壇)

○5番(工藤孝夫) 日本共産党の工藤孝夫です。 むつ市議会第199回定例会に当たり、通告に基づ き質問をいたします。

官から民へ、改革なくして成長なし、こうしたうたい文句で2001年、小泉内閣が発足しました。それから9年、大企業と財界奉仕の構造改革路線をひた走ってきた小泉政治と、その路線の継承政治が今社会と国民に何をもたらしたのかであります。痛みに耐えればあすはよくなるどころか、経済的理由をトップとして自殺者が連続11年に及んで3万人を超える異常事態を生んでしまいました。まさに生きていけないなど、悲鳴が上がるほど貧困と格差の惨たんたる状況に国民を追い込んだのが小泉改革であります。

この具体的あらわれとして、1つは02年から08年までの7年間で国民に50兆円の増税を押しつける一方、大企業や資産家には10年間の累計で40兆円の減税をするという税制構造改革があります。

2 つは、規制緩和による農産物の輸入自由化の 促進による農業破壊、大型店の進出による商店街 のシャッター通り化、事実上の強制合併の推進、 三位一体改革による地方交付税削減で、地方経済 の疲弊を招いた地方切り捨てを進める三位一体構 造改革です。

3つは、医療、福祉、介護、年金の分野において社会保障の連続改悪を進め、医療崩壊と言われる事態を生み出した医療構造改革です。

最後に、昨年暮れに東京のど真ん中に500人も の人たちが衣食住を求めて集まった派遣村に象徴 される使い捨て労働の深刻な広がりであります。 厚生労働省の調査でも、3月末までに12万 5,000人、業界団体の試算では製造業だけで40万 人の非正規労働者が失職するとされています。景 気のいいときには正社員を派遣や期間工に置きか えて、過労死を生むほど働かせて大もうけをし、 景気が悪化したら物のように使い捨てる、この大 企業の横暴勝手を容易にする仕組みをつくったの は、リストラの促進や労働法制の規制緩和を柱と した労働の構造改革であって、今日の深刻な事態 は、まさに政治災害そのものであります。私たち は、無法な派遣切り、非正規切りをやめさせるた めにも政府による大企業への指導監督を強化する ことや労働法制を改悪した1999年以前に法改正を 戻すこと、同時にアメリカをモデルにした市場任 せの新自由主義路線を改めること、そして何より その経済的基盤を外需頼みにしてきた逆立ちした 構造改革路線の転換と資本主義経済のもとでもル ールある経済社会の確立を強く求めてきたところ であります。

私は、以上のことを指摘しつつ、以下質問いた します。

第1は、雇用対策についてであります。冒頭指摘したように、こうした状況の中、政府は補正予算で2つの交付金制度を創設しました。1つは、緊急雇用創出事業交付金と、もう一つにふるさと雇用再生特別交付金があります。市としてもこれらの交付金を活用して、緊急経済対策に呼応した

地域雇用の確保事業を行うとしています。そして、この2つの事業と市独自の雇用対策事業をあわせ、年間で延べ1,711人の雇用をすると述べています。

そこで、これら事業の具体的活用方の計画内容、 そして市独自の雇用対策事業の計画内容につい て、金額、期間、委託か直接か、事業別の雇用人 数、業務、職種等についても答弁を求めます。

次に、第一川内小学校にかかわって質問いたし ます。第1に、建設校舎の木造化についてであり ます。平成23年度完成を目指し、今年度から新築 建設工事着手の予定となっています。川内町では、 桧川小学校の校舎及び5年前完成した役場新庁舎 の建設においても木造施設化に重点を置き、林業 の町として地域の資源を活用すべく地元産材や広 大な町有林材をふんだんに取り入れて完成したこ とはご承知のとおりであります。建設には伐採、 運搬、製材に至るまで地元業者が中心となったも のです。新庁舎は平成19年に優良木材施設として 木材利用推進中央協議会において全国61施設の中 でも8賞8施設に入る同協議会会長賞に選ばれ、 本県からの受賞は川内町新役場庁舎のみであるこ とがマスコミ報道でも紹介されたのもご承知のと おりでございます。

審査では、1に省エネ化の工夫、2に金物を使わない工夫による塩害の防止効果、3に環境やリサイクルへの配慮などが評価されたともされております。このように、木材が持つ木材ならではの質的要素が遺憾なく生かされた木造施設であることに大きな評価がなされていることは間違いないところであります。私は、これらの評価を踏まえて、新築される第一川内小学校校舎建設には林業の町として地域の木材利用推進で塩害に強く、自然環境や児童・生徒のまなびやとしての環境にも有効な木材化を進め、あわせて木材の占有率を高めるべきことを強く求めるものですが、答弁を求

めます。

最後に、川内中学校グラウンドの排水対策についてであります。現在のグラウンドは、統合中学校の建設と並行してつくられました。しかしながら、当初より水はけが悪く、それが現在も続いています。小降雨が数日続くことでもグラウンドが水につかり、自然排水が進まず、長期に使用できない状況に置かれます。特に全面使用となる野球競技などのスポーツや運動会などは教育活動を進めるうえで大きな支障となっているのは実態としてあります。改修、改善が求められているところであり、対策方についてを問うものであります。

以上、市長並びに理事者におかれましては、前 進的でかつ誠意あるご答弁を期待し、壇上からの 質問といたします。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 工藤議員のご質問にお答え いたします。

まず、ご質問の第1点目、緊急雇用対策及びふるさと雇用対策についてであります。なお、一般質問初日の浅利竹二郎議員への答弁と多少重複することをお許し願いたいと存じます。

国では景気の低迷でますます厳しさを増す雇用情勢に対し、追加経済対策として公的分野を含めた雇用機会を創出するため、緊急雇用対策及びふるさと雇用対策を打ち出しており、雇用創出のための事業としては平成13年度から平成16年度に実施された緊急地域雇用創出特別交付金以来となるものです。このたびの雇用政策の中で、緊急雇用創出事業は、おおむね6カ月未満の臨時的雇用を想定したもので、市で直接事業を実施することも、外部への委託でもできるものであります。また、ふるさと雇用再生特別基金事業は、1年間の雇用創出で、市では直接事業を実施することができず、外部への委託により終了後の3年後も雇用を継続

することが条件になっております。

むつ市での緊急雇用対策等への取り組みは、平成21年度むつ市一般会計予算案に計上しご審議をいただいているものでありますが、緊急雇用創出事業5事業、事業費3,073万2,000円、延べ1,689人の雇用、ふるさと雇用再生特別基金事業では4事業、事業費1,751万7,000円、10人の雇用を見込んでおりますが、詳細につきましては、部長に答弁をさせますので、ご理解いただきたいと思います。

2 点目の第一川内小学校につきましては、教育 委員会より答弁を申し上げます。

○議長(村中徹也) 教育長。

(牧野正藏教育長登壇)

○教育長(牧野正藏) 工藤議員の校舎建設と木造 化についてのご質問にお答えいたします。

第一川内小学校は、小中一貫校建設事業については現在実施設計を委託中でありまして、敷地の中の配置計画、平面図計画等を進めているところでありますが、教育委員会といたしましては、議員ご要望のとおり、教室内、廊下など随所に木材を使用し、温かみ、ぬくもりのある学校に仕上げていきたいものと考えているところであります。

また、木材をどの程度使用するかの占有率については、木材使用数量等が積算されるに至っておりませんので、現時点ではお答えする状況にないことをご理解賜りたいと存じます。

次に、グラウンドの排水対策についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、川内中学校のグラウンドは、雨が降り続いたり、春先雪解けの時期となりますと排水が追いつかず、使用できるまで日数を要することは私ども教育委員会としても状況を把握しているところであります。同じような状況でグラウンドの整備を要する学校がほかに第一田名部小学校、第二田名部小学校などとなっておりますが、現在教育委員会では児童・生徒の安全を最重要課題として老朽校舎の

改築、学校耐震化の推進に全力を傾けているところでありますので、今後財政状況を見きわめながら、市長部局との協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 雇用対策について、市長 答弁に補足説明させていただきます。

緊急雇用創出事業への取り組みでございますが、5事業ございます。まず、公文書等整理事業は、文書の保管整理業務で、金額496万6,000円、期間は5月1日から10月30日、人員は6人を予定しております。

むつ市制施行50周年、合併5周年記念事業推進 事業は、記念事業の事務整理業務で、金額231万 6,000円、期間は4月から9月、人員は3人を予 定しております。

川内林道登山道美化整備事業は、川内地区の林 道や登山道の整備作業で、金額707万円、期間は 8月22日から9月22日、人員は延べ600人を予定 しております。

大畑地区市有林森林景観形成事業は、大畑地区 の市有林の健全な育成事業を下北地方森林組合へ 委託するもので、金額819万円、期間は8月1日 から12月28日、人員は延べ540人を予定しており ます。

脇野沢地区市有林森林景観形成事業は、脇野沢地区の市有林の健全な育成事業を下北地方森林組合へ委託するもので、金額819万円、期間は8月1日から12月28日、人員は延べ540人を予定しております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業への取り 組みは4事業でございます。まず、障害者による 移動支援サポート事業は、外出支援サービス事業 に軽度の知的障害者のサポートをむつ社会福祉協 議会に依頼する事業で、金額345万1,000円、期間 は3年間、人員は2人を予定しております。 生涯学習情報収集提供事業は、生涯学習ボランティア、施設ボランティア、学校支援ボランティア、社会教育団体及び民間教育事業者と連携をとりながら、生涯学習の情報と収集を同時に提供することをNPO法人むつ下北子育て支援ネットワークひろばに委託するもので、金額404万5,000円、期間は3年間、人員は2人を予定しております。

図書館分館活動推進事業は、図書館分館の活動 を活発にするためのサポートをむつ下北地区読書 推進協議会に委託する事業で、金額483万2,000円、 期間は3年間、人員は3人を予定しております。

古文書の修復整備、電子データ書籍化事業では、 図書館や市文化財収蔵庫に保管してある古文書、 歴史的文献など貴重な書物の整備を行い、研究者 や一般利用者が閲覧できるようにする事業をむつ 市シルバー人材センターに委託する事業で、金額 518万9,000円、期間は3年間、人員は3人を予定 しております。

また、市独自の雇用への取り組みとして3事業ございます。まず、市民課窓口サービス専門員配置事業は、市民窓口へサービス専門員を配置する事業で、金額1,097万6,000円、期間は1年間、人員は7名を予定しております。

学芸員採用活用事業と事務補助職員採用事業は、埋蔵文化財の学芸員補助員を任用する事業とむつ市の臨時職員を採用する事業で、金額715万1,000円、期間は1年間、人員は5人を予定しております。

雇用対策につきましては、今後も情報等を整理 しながら、雇用の創出に取り組んでいきたいと考 えておりますので、ご理解を願いたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 5番。
- ○5番(工藤孝夫) 緊急雇用創出事業であります けれども、まず川内町の場合は林道、登山道の整 備作業だということでございます。この予定され ている林道、登山道名についてお答え願います。

2点目に、この事業の雇用期間は6カ月という ことになっておりますけれども、雇用時期と雇用 期間について、募集窓口といいますか、これはど こで行うのか、まずお尋ねいたします。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) お答え申し上げます。

まず、林道、登山道等の名称でございますが、 林道につきましては26の路線、延長約53キロを予 定してございます。

登山道につきましては、旧恐山街道於法岳歩道、合計で約8キロを予定してございます。

それから、雇用の窓口でございますが、この事業につきましては、ハローワークを通じて募集ということになりますので、これから委託をされます民間会社さんが決定いたしますと、そちらのほうからの募集ということになると思います。以上です。

- ○議長(村中徹也) 5番。
- ○5番(工藤孝夫) これは、市長になるのかどうか。緊急雇用対策ということでありますので、雇用者の収入が、例えばお盆など社会的な行事にも役立つように、川内の場合8月末からということでありますけれども、これを早めることはできないのかどうか、部長でも市長でもどちらでもいいので、この点についての答弁を求めます。

そして、各地域ごとに割り振りされているこの 事業が、それこそ地域ごとのその地区に居住する 方たちが優先されて雇用されるものなのかどう か、これもあわせてご答弁お願いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) その雇用期間の部分で、さまざまな状況があろうかと思いますけれども、お盆に合わせてとかというふうな部分ございました。できるだけ私どもといたしましては、雇用の機会を早めるというふうなのも一つの考え方でございますので、伺いましたご意見、それらもあわ

せて検討いたします。

地区優先というふうなことでございますけれども、これは先ほど答弁いたしましたように、ハローワークを通じての公募でございますので、その部分、例えば川内地区に限定した登山道の、これは美化整備というふうなことになって、それを川内地区だけに限定するということはなかなか厳しいものがあるかなと、こういうふうに思います。

- ○議長(村中徹也) 5番。
- ○5番(工藤孝夫) ふるさと雇用対策事業に関し て再度お尋ねしたいと思います。

こういうときですから、あれもやってほしい、これもやるべきだという事業は山積しているわけです。そういうことでありますけれども、例えば今度のふるさと雇用対策事業に関して、厚生労働省が例示した対象事業ということを見ましても、この対策事業のトップになっているのは福祉分野の事業です。私も生活密着事業、あるいは福祉充実の事業というのは極めて重要だし、効果の点でも非常にすぐれていると、私はそう思っております。

そこで、市長の考え方をお聞きしたいのですけれども、かつて旧むつ市では非常に市民から喜ばれていたという事業の中に、愛の訪問活動という、独居のお年寄りにヤクルトを配達しながら安否を確認する事業が行われていたということを聞きしが非常に多いということが新聞報道でありますから、本来は日常的にずったのであります。3年継続、あるいはそれを過ぎても推進できる事業としては、この機会にぜひこの事業を復活させてほしいというふうに私は思ってありますけれども、そういう導入する考えがないのかどうか、市長の考えをお聞きいたしておきたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) これまで3年ほど前は、旧 むつ市でヤクルトの宅配を行って安否を確認する というふうな一つの効果がございました。その部 分において、毎日ではございません、そういうこ ともありましたけれども、これは当時の財政状況 等があって打ち切ったという経緯がございまし た。今徐々に赤字のほうが底を打ったというふう な判断を私いたしておりますので、これは十分検 討するに値する事業であると、こういうふうな認 識を持っております。ただちにこの場でやります ということは答弁できませんけれども、十分検討 に値する事業であると。そしてまた、それが毎日 なのか、もしくは1週間に何回と、そういうこれ までのその事業の反省点もあったように思います ので、それらも踏まえてひとり暮らしの方々の安 否、そして健康状態、そういうふうなことで、そ れが可能なのかどうか、これは検討課題とさせて いただきます。
- ○議長(村中徹也) 5番。
- ○5番(工藤孝夫) 検討に値する事業だという市 長の答弁は非常に重いものだと私は思います。

大畑町では、今社協が中心となってヤクルト配達事業がやられているということも伺っております。格差の是正、解消ということも含めて、これはぜひ肝に銘じて取り組むように強くこの際要請しておきたいというふうに思います。

第一川内小学校の建設校舎に対する木造化の占有率の問題であります。これについては、教育長でも、市長でも、どちらでもいいですけれども、今こういう財政ですから、大変な状況にあります。しかしながら、まだまだやらなければならない建物が将来的にはあると思うのです。そこで、建造物にもよるわけですけれども、木造の建造物というものに対する考え方、利活用といいますか、これをこの際聞いておきたいというふうに思いま

す。その建物によって違うということは今申し上 げましたけれども、私は極力こういうものは資源 を生かしてつくっていくべきだという思いから、 この際お尋ねしておきたいというふうに思いま す。

それから、中学校のグラウンドの問題でありますけれども、中学校と小学校で今あるグラウンドを併用するということを伺っているわけです。小学校側と中学校側で十分調整しながらいろんな行事をやっていくだろうとは思うわけでありますけれども、小学校独自でグラウンドを持たないというようなのは県内にありますでしょうか。それからまた、東北地方にありますでしょうか。お答え願いたいと思います。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 公共施設の木造建築の所見のお尋ねでございます。全般的な公共施設で木造の部分、どう思うかというふうなことですけれども、先ほど工藤孝夫議員、川内庁舎、自信と誇りを持って壇上でお話をなさいました。私もまさしくあの庁舎は本当に旧川内町の大きな財産として、これはしっかりと守っていかなければいけない。林業の町、その町のあり方、これをしっかりと褒めたたえ、そして顕彰する、そういうふうな建物であると。川内庁舎は、私自身も誇りを持って、これは発信をしていかなければいけない、そんな思いでございます。

それがゆえに先般1月に民放のインタビューが ございましたけれども、あえて川内庁舎の市長室 を使って放送をさせていただいたと。あの木のぬ くもり、そしてヒバの香り、ああいうふうなもの はやはり私たちむつ市の誇りとして、これは持っ ていかなければいけないし、そういうふうな公共 施設の中にその木を使った施設、建設というのは 十分配慮をしていかなければいけない、こういう ふうに考えておるところであります。

- ○議長(村中徹也) 教育長。
- ○教育長(牧野正藏) グラウンドを小・中学校併用することについて、グラウンドを持たない小学校があるかどうかというお尋ねでございましたが、今データを持ち合わせておりませんので、後ほどまた調査しお答え申し上げたいと思っています。

ただ、川内小中学校になった場合に、私ども予想している学級数は合わせまして13学級と見ております。そうしますと、現在のグラウンドが1万9,900平米ということでございますから、約2万平米の広さがあるわけでございます。現在の学校と比べますと、例えば第二田名部小学校でございますと、今18学級で1万7,000平米というふうなことでございます。また、田名部中学校が21学級現在ございますけれども、グラウンドは1万4,000平米でございますので、先ほど申しました小・中合わせて13学級の約2万平米ということでございますから、時間割の調整とか、あるいはまた部活動で使用する割り振りで十分調整できるものと、こんなふうに考えているところであります。

- ○議長(村中徹也) 5番。
- ○5番(工藤孝夫) グラウンドの点については、 後でまた。

雇用問題についての事業の発注、これについて は早めることの検討、これはご答弁をいただきま した。

そして、愛の訪問活動としてのヤクルトの配達 事業、これは超前向きに検討すると、こういうふ うに私理解いたしましたので、市長にはぜひ不退 転の決意で取り組んでいただきたいということを 強く要望して質問を終わります。

○議長(村中徹也) これで、工藤孝夫議員の質問 を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

澤藤一雄議員

○議長(村中徹也) 次は、澤藤一雄議員の登壇を 求めます。2番澤藤一雄議員。

(2番 澤藤一雄議員登壇)

○2番(澤藤一雄) 大畑町選出の澤藤でございます。むつ市議会第199回定例会に当たり一般質問をいたします。

さっそうと登場したオバマ大統領、初めての施 政方針演説では、一国主義のもと世界じゅうを巻 き込んでやりたい放題のブッシュ大統領から胸の すくようなチェンジを演出しました。目先の利益 を追求する余り長期的な展望を見失っていた、継 続する繁栄の新たな基礎を築くとする明快な方針 を示しました。日本のためにも着実な再生を願う ものであります。

先般宮下市長を励ます会の案内をいただいて出席をさせていただきました。隠れ借金を加えても財政が破綻しないという前提で申しますと、ご自身の選挙公約である「まちづくりの主役は市民」、「むつ市のうまいは日本一」、公共事業の推進等々パワーポイントを駆使したプレゼンテーションは、さすが学習塾経営、カリスマ講師の経験が遺憾なく発揮されたわかりやすさに米国大統領とはひと味違う緻密な説得力に感動いたしました。

翻って国民が仕事をしない、住居を失って路頭に迷っているとき、日本の政治が混迷の度を深めています。支離滅裂な麻生内閣、やりたい放題の官僚組織、加えて伝統的な政治風土の政治と金、企業との癒着、国民はフラストレーションがたまっています。今度こそ総選挙で貴重な1票を行使

してまともな政治に戻したいと願っていたのに、 現状のままではどっちを選んでも確実に政治の質 が低下することに落胆をしています。

西松建設がかかわるとされる今回の政治献金事件でも、民主党の小沢代表側への政治献金が公共事業の受注を有利にするためのものであったとの捜査情報が流されています。何の見返りもなしに企業が多額の献金をするはずもないのは自明の理であります。こんなことで有能な政治家が次々と失脚していくことは、市民、県民、国民の大きな損失であります。今はただ、国会を通過した経済対策が着実に実施されて、一日も早く経済の再生につなげていただきたいと願うものであります。このような現状認識を持ちながら、通告に従って一般質問を行います。

第1点目の廃棄物行政についてでありますが、 さきの12月定例会でも最終処分場の管理及びごみ 処理施設の故障に伴う一般廃棄物処分等について 質問をさせていただきました。第1次産業、第2 次産業など物を生み出す産業を動脈産業と言い、 し尿処理やごみ処理などの廃棄物の処理に関する 業は静脈産業と言われます。現今の100年に1度 と言われる大不況、倒産や解雇のあらしが吹き荒 れて、失業者があふれる状況の中で、最も安定し ているのがこの静脈産業であります。

今回は、一般廃棄物収集運搬業務の入札についてでありますが、廃棄物収集運搬事業者で構成する協同組合から、平成21年度一般廃棄物収集運搬業務委託の指名競争入札に参加したい旨の申し出があり、担当部署で検討されているようであります。もしこれが認められるとすれば、公正であるべき市の業務委託遂行に重大な疑義が生じますので、次の5点について答弁を求めるものであります。

1つ、清掃事業者の団体である協同組合が指名願を提出するまでの経緯と行政側の指導、助言は

あったのか、1つ、入札に参加して落札後に傘下の会社に業務を分配するのは契約書が禁ずる再委託に当たらないのか、1つ、市内12社が参加する巨大組織に同等の保証人があるのか、1つ、入札に参加する個々の業者との公平性を担保できるのか、1つ、当該組合の加入勧誘文書には随意契約を目指すとの文言があるが、最終的に入札の形骸化につながるのではないか。

次に、国有林伐採に伴う漁業被害についてでありますが、この件につきましては、何度か質問をさせていただき、杉山前市長、そして宮下市長からも答弁をいただいております。むつ市において、漁業は基幹産業であります。漁業の基本は、いかに海洋生態系を豊かにするかであります。とりわけ沿岸漁業においては磯根資源を守り増殖させることが漁獲量に直接影響することから、豊かな海づくり事業として昆布礁や魚礁、近年は波消し効果を期待して設置される離岸堤や潜堤等、防災施設にも自然石を用いた工事が行われて漁業資源の増大に大きな成果を上げています。

近年の気候変動による海水温の上昇や海流の変化とともに、沿岸漁業に最も悪影響を及ぼしているものは国有林からの泥水であります。泥水の流入によって、生え始めた海藻が腐植し、回遊魚は沿岸に寄りつかなくなって、定置網に何日も魚が入らないなど大きな被害が発生しています。私の調査では、泥水の発生は、急峻な山肌を削って奥地へと延びる林道や作業道が集中豪雨や雪解け水で崩落することが主な原因であります。これまでの答弁では、各種会合で発言をしていくとの市長答弁でありましたが、一向に改善の兆しが見られないので、次の4点について答弁を求めるものであります。

1つ、泥水の流入による漁業被害をどのように 認識しているのか、1つ、これまでどのような対 応をされ、どのような効果があったのか、1つ、 伐採の現場を確認しているか、1つ、伐採方法の 見直しを求めるべきではないか。

次に、道路管理についてでありますが、旧むつ 市を含む全市で未舗装の道路が多く、穴だらけの 状態が目につきます。市道として管理されている 路線のほかに地域住民が望んでも市が寄附を受け 付けないため、周辺住民は市税や固定資産税等平 等に負担しているにもかかわらず、いつまで待っ ても劣悪な道路環境が改善されず、行政への不信 感と疎外感を増幅させています。これまで旧市町 村により道路用地の寄附採納基準が異なっていた と思いますが、1つ、寄附採納基準はどうなって いるのか、1つ、私道の管理はどうなっているの かお伺いして、壇上からの質問といたします。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

○市長(宮下順一郎) 澤藤議員の一般廃棄物収集 運搬業務の入札についてのご質問にお答えいたし ます。

ご質問の1点目は、事業協同組合が指名願を提出するまでの経緯はどうであったのかとのご質問であります。昨年の11月に市内の一般廃棄物収集運搬許可業者13社が加入する事業協同組合から安定的に収集運搬業務を遂行するために事業者個々としてではなく、事業協同組合として入札に参加させてほしい旨の要望がありましたので、担当課に入札の参加について検討させております。この事業協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき設立されたものであり、中小企業者が相互扶助の精神に基づいて協同で事業を行い、経済的地位の向上を図ることを目的としており、県内では八戸市で入札に参加しているとの報告を受けております。

2点目の事業協同組合が入札に参加し、落札後 に構成員の事業者に業務を割り振りするのは再委 託に当たらないのかとのご質問でありますが、こ の行為は廃棄物処理法で規定するいわゆる再委託 には抵触しないとの国の見解が出ておりますの で、ご理解賜りたいと存じます。

3点目の市内13社が参加する巨大組織に同等の保証人はあるのかとのご質問であります。私は、家庭ごみは日常的に排出されるもので、その収集運搬は市民生活への影響を考慮し、安全、確実に業務を遂行する必要があり、万が一に備えて委託契約を結ぶに当たって保証人は不可欠なものと考えております。保証人は受託者にかわって業務を完了することを保証するものであります。事業協同組合が受託した場合、実際に業務を遂行するのは業務を振り分けられた個々の組合員となりますので、業務を実施する組合員にかわって業務を遂行する能力を有する事業者であれば事業協同組合の保証人になれるものと考えております。

4点目の入札において事業協同組合と個々の業者と平等性を担保できるのかとのご質問でありますが、事業協同組合はあくまで一つの法人でありますので、入札参加においては平等なものと考えております。

5点目の加入勧誘文書には随意契約を目指すとの文言があるが、それについてどう考えるのかとのご質問でありますが、民間の団体のものであることから、私から言及する立場でありませんので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、本年4月からむつ市の一般廃棄物収集体制の統一に伴いまして、収集運搬業務委託につきましても、これまで川内地区及び脇野沢地区は随意契約により契約を行ってまいりましたが、指名競争入札とすることで統一を図ることにしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、森林伐採に伴う漁業被害対策についての ご質問にお答えいたします。議員ご承知のとおり、 近年は林業、木材産業について、木材の需給動向 など経済的観点からの議論がなされる一方で、木 材の生産に限らず国土の保全、水源の涵養、動植物生育地の保全等森林の持つ多様な公益的機能が見直され、緑の社会資本として関心が寄せられるようになってきたところであります。緑豊かな森林で培われた水は、米を初めとする農作物を生産し、川となって海に注がれ、豊かな水産資源を育てるという森と海のつながりが再認識され、漁業者等による植林活動が各地で行われております。

まず、泥水の流入による漁業被害をどのように認識しているのかのご質問でありますが、当市の森林面積の約80%を占める国有林内の森林の伐採等は、主に重機により行われてきたところであり、降雨時等には取りつけされた作業道などから泥水が海域に流出し、沿岸の昆布、アワビ等の磯根資源や地まきホタテガイ資源に影響を及ぼすことが予測されることから、市では漁業関係者等とともに森林管理署に対し、漁場環境の保全について要望しており、沿岸漁業の振興を図るうえでも自然環境の保全は重要な課題と認識しておるところであります。

このことを受けて、森林管理署では泥水流出等の対応として国有林事業の森林の伐採等を行う請負業者に対し、泥水流出防止対策等を十分講ずるよう指導に努め、泥水の流出や伐採跡地の流木の流出防止等に効果があったと伺っております。

また、伐採の現場確認についてでありますが、 森林管理署が発注する伐採等については、あくま でも森林管理署の所管でありますことをご理解賜 りたいと存じます。

次に、今後の対応についてでありますが、森林 管理署においては下北地域の国有林野の管理経営 を進めるため、平成21年4月1日を始期とする第 3次地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画 が策定されることとなっており、この計画の基本 方針として計画区の特色を生かし、国土の保全や 水源涵養を図りながら、国民の森林の実現に向け た取り組みを推進していくとして、当地域の特色を生かしつつ、引き続き間伐等森林整備の積極的な推進を図りながら、それぞれの目的に応じて管理経営を行うこととされております。市では、計画策定に当たり意見を求められておりますが、森林の保全や森、川、海を一体としてとらえた水環境システムの構築と漁場環境の保全が図られる計画となるよう意見を述べてまいりたいと考えております。

さらに、林政懇談会や下北地域市町村長と森林 管理署との意見交換の場である下北地域森林林業 打合会のほか、通常の業務の中で情報交換の場の 設定等を通して、泥水の発生につながらない伐採 や集材方法の改善等、伐採方法の見直しを図るよ う要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、道路管理についてのご質問にお答えいたします。 1点目の道路用地の寄附採納基準についてでありますが、道路用地の寄附に関しましては、旧むつ市で昭和57年3月制定の公衆用道路用地の寄附による取得基準要綱及び同基準細則により運用されているところであります。詳細につきましては、建設部長より説明を申し上げます。

2点目の私道の管理についてであります。道路整備は、市道及び私道とも市民生活に密着した重要な施策でありますが、市道の整備が十分でない状況の中で、利用度、緊急度を勘案したとき、市道を優先させるべきものと考えております。しかしながら、私道も市民にとりましては重要な道路でありますことから、冬期間の除雪及び年2回程度の砂利敷等については市が行っているということでご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 建設部長。
- ○建設部長(太田信輝) 澤藤議員の道路管理についてのご質問の1点目、道路用地の寄附採納基準について市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、この基準要綱が制定された経緯でありますが、昭和50年代ころから宅地開発が盛んとなり、これに伴い、このほかの一般生活道路の整備要望がふえることとなり、当時市では計画的に整備をすることとしておりましたが、私道につきましては未整備道路の数が非常に多く、市の財政をも圧迫する状況となりましたことから、昭和57年にこの基準要綱が制定されたものであります。

寄附を受ける要件といたしましては、公衆用の利用度が高いことがまず第1要件となっておりますが、幅員等につきましては基準要綱施行前では、幅員は最小6メートル以上であること、ただし建築基準法の規定により位置指定を受けたもの、またはおおむね平面で直線的である場合は4メートル以上となっております。この場合、構造及び工作物に著しい破損がある場合は、通行に支障がない程度に補修、復元していただき寄附を受けているものであります。

要綱施行後の道路につきましては、幅員6メートル以上の位置指定道路が主体となりますが、道路築造の際、側溝規格及び舗装構造等について協議し、寄附を受けるものとしておりますが、最近は雪捨て場も考慮に入れて道路築造するよう指導しております。

延長につきましては、100メートル以上となっておりますが、100メートル未満のものであっても家屋が5戸以上または公共施設がある場合寄附を受けるものとしております。しかし、この基準要綱は旧むつ市を基準としており、旧3町村ではそれぞれ道路事情が異なると思われますので、寄附対象となるような道路がある場合は、その都度協議しながら対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 再質問をさせていただきます。

まず第1点目の廃棄物行政についてでございますが、結局平成21年度の業務委託について、この協同組合が入札に組合として参加することになるのでしょうか、ならないのでしょうか。その1点、まずお尋ねします。

- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) お答えいたします。

3月11日に説明会を開催いたしました。その場で事業協同組合の入札参加について、以下の条件を満たした場合に限り入札参加を認めることとしますと。その一つは、当該指名競争入札において競争が成立すると認められること、2つ、構成員のうち当該業務委託を実施しようとするものすべてが指名競争入札参加資格審査申請書を提出し、個々の事業者としても指名業者として認められることでございます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 今の答弁ですと、組合に加入 している業者さんは、2通りの入札参加ができる ということでしょうか。
- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 可能性としてはあるということでございます。ちなみに、事業協同組合の参加業者が13社でございまして、組合に加入していない業者の方も指名されることになりますので、まずは競争原理が働きます。それと、事業協同組合が落札した場合でございますけれども、その場合も事業協同組合として収集運搬業務をやるのではなくて、構成員である業者の方が実質的には収集業務をやると。ですから、むつ市としては協同組合とその業者と市と3社で契約を締結するということによって、再委託には当たらないという国の通達でございます。

以上でございます。

○議長(村中徹也) 2番。

- ○2番(澤藤一雄) この事業協同組合は、指名願 の締め切りが1月末でしたか、その時点で登記上 共同受注がされる登記はあったのですか。
- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 大変失礼いたしました。 13社個々には入札参加できますけれども、ダブっ てはだめだということでございます。ですから、 例えば事業協同組合13社の中で、A社、B社、C 社と個々に入札に参加した業者については、ダブっては事業協同組合としての指名競争入札に参加 できないということでご理解をいただきたいと思 います。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 今の質問は、指名願の締め切り時点で、この事業協同組合が共同受注の項目が登記されてあったのかです。
- ○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。
- 〇民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 澤藤 議員のご質問にお答えいたします。

明記されております。会社の約款のほうには、 共同受注の項目については明記されております。 (「でなくて登記だよ」の声あり)

- 〇民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 登記 のほうにされております。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 先ほどの市長の答弁の中に、 質問項目の5の私的な文書だという答弁がござい ました。いわゆる加入勧誘の文書の中に、当然こ れは廃棄物対策課もお持ちの文書です。そして、 最終的に全部の業者が組合に入れば、将来的には 随意契約になるというような文言があるのも承知 のはずなのです。かかわりがないという話ではな くて、まさに市が発注する業務について、競争を しててんでんばらばらで受注が確実でない。した がって、安定的な受注をするためには、すべての 業者が入れば随意契約しかなくなるのだと、そう

いう意図を持って組合員の加入を促して数をふや していくという意図が明白なのに、発注する側の 市が、それは民間の話だからという態度でいいの でしょうか、市長。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) あくまでも民間団体のもの であるというふうなことでございますので、先ほ どの答弁でございます。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) これは、杉山前市長の時代か と思いますけれども、幾つもあるこの路線区域、 これが長年にわたって同一業者が受注してきたと いう経緯があります。何路線あって、どの程度の 路線を固定した業者が受注してきたのかお尋ねし ます。
- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 前のことのお尋ねで、何年 ころで、どういう形で同路線同一業者が受注して きたかということですけれども、それはきっちり と入札を行った結果がそのような形になったとい うふうな認識をしておるところであります。具体 的には、担当からお答えいたします。
- ○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。
- 〇民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 市長 答弁に補足説明させていただきます。

平成20年度のことでございますが、むつ地区は 可燃は8、不燃が2、粗大が1ということで計11...

(「19年度以前」の声あり)

- ○民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) それ については、ちょっと資料を持ち合わせておりま せんので、ご理解願いたいと思います。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 私でも調べられるのですよ。 それで、担当課なのでしょう。入札の結果と市長 は言われました。そうでしょう。それが長年にわ

たって同一区域を同一業者が受注してきたという 事実があるのです。これは、十分担当課はおわか りのはずなのです。そして、この入札は設計額が あります。そして、予定価格があります。さらに、 業務遂行に足る金額、いわゆる最低価格が設定さ れて、非常に積算能力が要求される、そして競争 意識も要求される、そういう業務なのです。これ は、当然ここに働く従業員の方々の生活に足る給 与が支払われなければならないという前提のもと にこうした制度があるわけですけれども、何があ ったかと私は言いません。だけれども、そういう 事実があるのです。そして、市長がかわられて、 まさに平成20年度の入札です。ばらばらと区域が 変わったのです。これ以上は申しませんけれども、 その結果を受けて平成21年度にいわゆる共同受注 ということになったのではないですか。市長、い かがでしょう。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 澤藤議員がさまざまな部分で、これは想像の域の中でお話をなさっているのではないかなと、こういうふうに思います、推測の中で。市といたしましては、結果として同じ路線に同じ業者さんが何年もというふうな結果の形でございます。そこには、しっかりと公平に公正に入札制度が実行された、こういうふうな認識を持っているところであり、平成20年度になってばらばらになったからそういうふうな形、それも推測の域を出ていないのではないかなというふうに私は思います。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) どうでしょう、市長、今まで の平成20年度は要らないのですけれども、平成 19年度以前の入札結果、路線ごとに、後でいいで す、答弁お願いしたいのですけれども、よろしく お願いします。

そして恐らく平成21年度の入札で今のこの事業

協同組合、単独で入札に参加される業者さんについては、この組合の範疇には入れないで入札に参加できると。そして、まさに共同受注をして、それを落札後に分配するというようなことのようですけれども、そうやられるのでしょう。国が違法ではないということのようでございますけれども、しかしこれはこのようなことが進んでいきますと、組合に加入する業者さんがふえていって、一定の割合を超えると独占禁止法に抵触するのではありませんか。いかがですか。

- ○議長(村中徹也) 廃棄物対策課長。
- ○民生部副理事廃棄物対策課長(奥島愼一) 今の ところ独占禁止法には触れるおそれはないと認識 しております。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) きちんと調べたのですね、確認しますけれども、認識でなくて。

そして、先ほどの答弁ですと、恐らく廃棄物の 処理及び清掃に関する法律で定めている再委託に も当たらないということだろうと思うのですけれ ども、これとあわせて、今後において全部の業者 が組合に加入した場合はどうなるのでしょう。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) そういう推測のお話、お尋ねについてはなかなかお答えできる立場にないと思います。全部の方が組合に入った、何社あるのでしょうか、その方々が組合に入ったことを想定して、そうなったらどうというふうなことは、今の段階ではお答えをできるものではないと、こう思います。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 市長、お言葉ですけれども、 現実の問題として、今12社、13社が加入している 組合があって共同受注を目指していく、そして役 所側でもきちんと見ておられると思うのですけれ ども、先ほどのこの組合への加入勧誘の文書の中

に随意契約を目指すというふうな明記をしているわけですから、市長のお言葉ですが、何かそらぞらしい答弁だなと私今感じています。というのは、仮定のことには答弁できないとおっしゃいますけれども、まさに市内の業者にしかこの業務は委託していないのです。そしてまさに共同受注、あるいは将来的には入札でなくて随意契約を目指しているとはっきり書いておられるわけですから、そうしたことが仮定の話ではなくて、目指しているという現実があるのです。そうなった場合に、行政としてきちんとした業務委託、競争原理が働く業務委託の遂行ができるのですかという、まさに市の行政の根幹にかかわる話ではありませんか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) あくまでも基本はしっかり と公平公正に、そして業務に足り得る形の中で、 これは公平に進めていくという基本線でございま す。その点でご理解いただけるものでないかなと、 こう思いますけれども。
- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 市長のお答えですから、これが今後どうなっていくのか、市民の皆さんの理解がこれで得られるのかわかりませんけれども、冒頭でも申し上げましたように、非常に公共事業に絡んだ問題が多過ぎます。市長にはくれぐれも御身大切に、長くむつ市の発展にお働きを願いたいと思う立場から申し上げますが、くれぐれも公平公正に業務が遂行されるよう、さらにはアックス・グリーンのごみ処理施設の処理費が急激にふえている問題があります。そして、脇野沢の不法投棄問題など、廃棄物行政が焦眉の課題となっております。こうしたときに、やはり組織と職員体制を見直して、この増大する業務量あるいは問題の複雑さ、こうしたものに万全を期す必要があると

思いますけれども、組織や人員配置の見直し等は 考えておられませんでしょうか。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 励ましなのか……だと思います。そういうふうな思いでこれまでも2年近くになります、この部分でしっかりと公平に、公正にというふうなこと、コンプライアンスのもとでしっかりとやっていかなければいけないと、私は常に職員に話をしております。この基本精神は、一切揺るぎもなく澤藤議員にご懸念をさせたくないというふうなことで私は行政を進めていきたいという思いでございます。

職員の体制等はしっかりと今頭の中で考えているところでございますので、間もなく内示があり、そして4月1日からという形で、十分な配慮をするつもりでありますし、また現在の職員たちも一生懸命頑張っていると、さまざまなご指摘は受けながらも、今の体制でも日夜かなりご指摘を受けた部分、それらに対応するべくしっかりと職務に精励しているということも添えさせていただきたいと、こう思います。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 次に、泥水の問題ですけれども、森林管理署が基本計画を策定している、そして伐採だけでなくて水路の保全あるいは水源涵養とかいろいろ多様な森林の効果を発揮するための管理をしていると。これはうたい文句なのです。それから1つ、伐採現場の業者を指導しているというような答弁もございました。だけれども、これは伐採経費が安いと業者の方おっしゃるのです。その中で業者を発注側である森林管理署が指導しているというような言い方ですけれども、この中で非常に業者さんが苦労しているのです。というのは、泥水が流れてきて山が壊れている、そういう実態が変わらないのに、例えば森林管理署のほうがそういう答えでしたとか、そういう話で

はなくて、やはりもっと実際に泥水がどういう形で流れてきて、どういう形で山が壊れているかというあたりの認識をもっときちんと確認して、認識を深めなければきちんとした対策、対応もできないと私思うのです。

今山を壊すことを前提にして、治山事業で砂防 ダムや流木どめのダムをつくっているのです。そ の看板がすばらしい。「災害から国土を守る治山 ダム」です。林野庁が山を壊さなければ国有林で 災害は起きないのです。ダムをつくっても土砂は とめられないのです。簡単に言えば、ダムをやめ て伐採業者に経費をふやせばいいのです。この辺 の本質のことを、以前杉山前市長はこうおっしゃ いました。私も澤藤と同じ意見だと、今は郵政民 営化よりも、郵政改革よりも林野庁改革だという ような答弁をされたことがあります。まさにそこ なのです。伐採の経費は出さないけれども、治山 事業、山を壊すことを前提にした治山事業は莫大 な予算を持っているわけです。毎年計画的に2つ、 3つの、1つの流域に流木どめのダムをつくって いるのです。やはりこうした実態をきちんと見き わめたうえで、今のその計画が、まさに林道によ る伐採がこういうことを起こしているわけですか ら、林道によらない伐採を求めていくべきだと私 は思うのです。どうでしょう、市長。

- ○議長(村中徹也) 経済部長。
- ○経済部長(櫛引恒久) 市といたしましても、市 長答弁にございましたとおり、これまで過去の土 砂流出の事例等があるということを踏まえまし て、森林管理署のほうといろいろ申し入れ、話し 合い等を実施しております。その中では、確かに 森林管理署においても過去にそういう事実があっ たということは認めておりまして、それに対して は今後そういう対処をしますという言葉をいただ いております。

さらには、伐採方法等々の問題につきましては、

これも先ほど市長答弁にありましたとおり、私どものほうでは、市とすればそういう土砂の流出のないような方法をとっていただきたいという強い要望を求めてまいりますが、具体的なその手法につきましては、市では言及する立場にないというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 後ろのほうでできないという 声がありますけれども、和歌山県のほうでは、山 が急峻であるという理由でワイヤー集材をやって いるのです。私は伐採はしてもいいのです。伐採 のそのスピードが速過ぎて、成長が追いつかない から伐採量を減らす計画に改めましたというのが この間出ていました。木材価格が高くて地元で製 材所が成り立たなくなって、ほとんど製材所やっ ていません。今そういう状況なのです。そして、 切った丸太はよそに運んで、荒れた山と漁業被害 だけが残るという状況なのです。ですから、市長、 「むつ市のうまいは日本一」、このことを確実に 推進するためにもまさに漁業を守らないとだめな のです。

先日大畑の婦人会長がクマタカの写真撮影に成功して新聞に載りました。このような絶滅危惧種の動植物が生息する区域も観光資源も、何の配慮もなく壊しているのです。林野庁なのです。山野草を盗掘から守るためと称してボランティアや警察まで動員して大騒ぎをしているけれども、奥の山まで車が入れる林道をつくって環境を壊している最大の原因は林野庁なのです。ですから、林道でなくてワイヤー集材に転換していただくという、これはとりもなおさず「むつ市のうまいは日本一」です、市長。私申し入れをすると、伐採業者さんだけに、伐採経費は出さないけれども、おまえたち努力しろというふうな、それこそ締めつけが行くのです。やっぱり働いている人たちも

つ市の人ですから、それであっては私はだめだと 思うのです。もう一言市長、立場にないというよ うな言い方でなくて何とか、それこそ野呂議員の 質問の中にもありましたけれども、やはりむつ市 の、下北の名士たる宮下市長が林野庁ときちんと した対話をして、現状を認識して、そして市の産 業振興のためにも泥水を流すような伐採でなく て、健全な伐採に転換してくださいというような、 私はそういう市長のお働きに期待したいと思うの で、一言ご答弁をお願いします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 期待にこたえるようにさま ざまな場面でお話をしていきたいと。

また、今澤藤議員、非常に高いレベルでの林業 と、そして海、そういうふうな関係、そしてそれ が私の7つの公約の中の「むつ市のうまいは日本 一」と、この部分にしっかりとリンクをさせてお 話をしていただいた。これも非常に今勉強になっ ているところでございます。それらを踏まえまし て、伝えるべきところは伝えていくし、先ほども 壇上でお話ししましたけれども、林政懇談会、ま た森林林業打合会、こういうふうなところで、私 自らがやはりその部分で声を上げていかなければ いけない必要性、今非常に認識を改めました。深 くいたしました。杉山前市長は、その分非常に林 業に詳しい方でございました。私は、単に環境と いうふうな部分、それしかとらえていなかった、 非常に側面的な一つの切り口しか持ち得なかっ た、こういうふうなところは今澤藤議員の非常に 高いレベルでの林業に対する思い、そしてそれが また漁業につながっていくと、非常に大きなテー マに今私向かいました。そういう意味で、非常に 啓蒙もされましたので、今後ますますそういうふ うな部分での発言は強くしていきたいし、それぞ れの立場で議員にもご協力をいただきながら、ご 指導いただきながら努めていきたいと、こういう ふうに思います。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 今の市長の答弁、非常に近来 まれな、私にとりましてはありがたい答弁だった と、このように思います。ありがとうございます。

次は、私道の管理の問題でございますけれども、 年2回の砂利敷きと除雪をしていただいていると いうような答弁がありました。ありがとうござい ます。ただ私、旧大畑町の部分、あるいは最近田 名部のほうにもちょっと足を伸ばしておりまし て、上川町のあの辺の元田んぼのあたりを歩いて みても、非常に幅員はあるのですけれども、道路 が整備されていない、そしてすごい穴だらけの道 路がいっぱいあります、あちこちに。聞いてみた ら、ここは私道だと。私さっきも申しましたけれ ども、税金は固定資産税も市税もみんな払ってい るわけです。今の年2回の砂利敷きと除雪という ことでありがたいのですけれども、もう夢も希望 もないというふうにそこに住んでいる人たちは思 っているわけです。市では責任を持たなくてもい い、基本的にはそこに住んでいる人たちの責任だ というようなことで、何でもかんでも市にやらせ るというような意識、最近原材料は支給するけれ ども、地元の人たち、例えば市道であっても原材 料を市のほうから差し上げれば地元の人たちが穴 埋めを自分たちでするというような動きも全国的 には出てきています。ですから、これは市道であ ろうが私道であろうが同じ扱いになればいいのか なという思いがありますけれども、ただ税は払っ ているという前提のもとで、またそこに家を建て て住んでいる人たちというのは、田んぼの地主さ んが分割して売ったというような経緯があって、 その所有権がなかなか寄附してもらえないという ようなところもあるのは承知します。そういうと ころは仕方がないと思うのですよ、今の年2回の 砂利敷きと除雪で。ただ、寄附をいただいてしま

えば、圧力が強まって財政が大変だからというような先ほどの答弁ございましたけれども、重々わかります。だけれども、やはりむつ市民なわけですから、可能なところについては寄附を受けていくと。そして、やはり市が基本的には道路管理に一番身近なインフラなわけですから、そういう温情味のある扱いをしていただいて、可能なところは市道に編入していくということで、市長、いかがでしょう。

- ○議長(村中徹也) 建設部長。
- ○建設部長(太田信輝) お答えいたします。

まず、最近砂利道が多くて、その整備の要望が 多いというのは、ほとんどの場合、建築基準法に よる道路の位置指定でつくられた道路が多いわけ でございます。また、同じ道路の位置指定の中で 舗装されたもの、それから砂利道で売ったもの、 この2つがございます。まず、舗装された分譲地 をお買いになった方は、それ相当の負担をして買 っているわけでございまして、砂利道の方はそれ なりに安く買っているというふうに考えられま す。そうなりますと、そこに市が手を入れるとい うことは公平性に欠けるのではないかという観点 がございます。その点では、うちのほうでは私道 整備補助金という制度がございますので、2分の 1、坂道であれば7割負担という形で市が対応し てまいりますので、そちらを使っていただきたい ということでございます。

- ○議長(村中徹也) 2番。
- ○2番(澤藤一雄) 時間がなくなりましたので、 この辺で終わりますけれども、ぜひここはやはり 行政の長、そして政治家たる市長のご判断が必要 になってくるわけですので、また後でこの問題に ついてはやりたいと思います。

きょうは、温かい答弁もいただいて本当に気分よく質問を終わらせていただきます。ありがとう ございました。 ○議長(村中徹也) これで、澤藤一雄議員の質問を終わります。

午後2時10分まで暫時休憩いたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

新谷泰造議員

○議長(村中徹也) 次は、新谷泰造議員の登壇を 求めます。3番新谷泰造議員。

(3番 新谷泰造議員登壇)

○3番(新谷泰造) 民主党の新谷泰造でございます。むつ市議会第199回定例会に当たり、通告の順に従い一般質問を行います。

去る1月20日、アメリカ大統領選挙で勝利した 民主党のオバマ新大統領は就任の演説をしました。奉公の精神を体現した先達に敬意を表する、 成功は勤勉、勇気、寛容、愛国心にかかっている、 こうした真実に戻ることが求められている、新た な責任の時代だと。私は思うのです。新たな責任 の時代、むつ市も責任政治に基づいて緊張感ある 市政運営により、赤ん坊にも年寄りにも障害をお 持ちの方にも優しく思いやりのある公平な市政を 実現しなければならないのであります。

昨今の新聞報道によれば、世界及び日本の景気はアメリカのサブプライムローンを原因とする100年に1度の最悪の金融危機に直面し、世界のトヨタ、ソニーも赤字となり、世界同時不況になっております。この世界同時不況の影響は青森県にも及び、倒産の危機に陥っている企業が増加しているのであります。さすれば我が国の税収も減り、その結果むつ市の税収も減少するのであります。

さて、むつ市の現状を見れば、むつ市には平成 19年度末時点で長期債務の合計額は701億円であ り、むつ市の年間予算約320億円の2倍を超えて、 綱渡りの財政の中で厳しい状況にあるのでありま す。むつ市の財政課からいただいた全国都市の財 政状況を示す資料によると、全国782都市中むつ 市は780位、すなわちワースト3位であります。 ちなみに、ワースト1位は、かの夕張市でありま す。夕張市は、すぐ目前なのであります。さらに、 平成19年度決算でのむつ市の累積赤字約20億円と 下北医療センターむつ総合病院に対するむつ市負 担分の債務不履行の債務約33億円を合計すると、 むつ市の実質的な累積赤字は54億円になります。 実質的な累積赤字を54億円とすると、実質赤字比 率は32%となります。財政再建団体の基準である 20%をはるかに超え、夕張市と同様財政再建団体 に該当するのであります。

むつ市は、隠れ赤字約33億円を加算すると、大 阪府と同様、既に実質上明らかに財政再建団体で あります。したがって、本来ならば実質財政再建 団体であるむつ市は、起債の発行を制限すべきで ありますから、当然合併特例債の発行も制限すべ きなのです。本来庁舎移転もすべきではなかった のであります。残念ながら、むつ市が実質上財政 再建団体であるにもかかわらず、さきの議会で議 決され、庁舎移転事業は進んでおります。しかし ながら、むつ市の財政は電源立地地域対策交付金 の動向、下北医療センターに対する負担金、脇野 沢地域における廃棄物処理経費6億2,000万円等、 さらに歳入の7割が国・県の交付金、補助金、依 存する弱い財源で綱渡りの財政運営が強いられて おります。

むつ市の財政再建を重視する立場からは、本庁 舎移転事業の総事業費28億2,238万5,000円、維持 管理費4,590万円を超過しないように監視を続け なければならないのであります。市民生活が第一、 財政再建を優先させ、財政を健全化し、市民の福祉を充実すべきであるという立場から質問させていただきます。

市長の政治姿勢について。人事の適正、公平に ついて。さきの9月、12月定例会において私は、 市の職員の退職者について、むつ市及びむつ市関 連施設に再就職した方は何名いるのか、再就職の 理由、方法、場所、報酬等を具体的にお聞きしま すと質問いたしました。事前に私は一般質問の聞 き取り担当者に、むつ市及びむつ市関連施設と特 に注意したのです。ところが、理事者は2度とも むつ市関連施設に限定し、再就職は皆無に等しい と答弁したのです。この理事者の答弁に対し、私 は一般質問の時間が1時間に限定されるため、2 度とも再質問ができなかったのです。その結果、 市民から、なぜ再質問して理事者に正確な答弁を させないのかと批判される始末です。さらに、市 民からは脇野沢の分庁舎所長は再就職ではないの か、下北自然の家には市長の親族が再就職してい るのではないか、指定管理を委託している施設は むつ市関連施設ではないのかと質問されておりま す。

平成20年8月6日の新聞報道によれば、民間シンクタンクの関西社会経済研究所では、日常的な行政サービスの提供に着目し、全国699市を対象に2005年度の財政運営の効率を独自に採点した結果、むつ市は699市の中でワースト8位となった。結果をまとめた関西大学の林宏昭教授は、評価の低い市は人件費を見直すなど効率的な財政運営につなげてほしいと話しているとあります。さらに、さきの3月9日の総務常任委員会では、理事者からむつ市は青森県から人件費を削減するように指導を受けているという発言もありました。そこで、再度市の職員の退職者について、非常勤の嘱託、臨時職員を含めむつ市に再就職した方は何名いるのか、むつ市が指定管理を委託している施設に再

就職している方は何名いるのか、再就職の理由、 採用方法、場所、報酬等具体的にお答え願います。

情報公開の迅速性について。市長は、情報公開を徹底すると言っております。ところが、さきに述べたように理事者は私の質問に対して正確に答えませんでした。理事者が過去2度の定例会で正確に答えなかった理由をお伺いいたします。

本庁舎移転について。本庁舎移転の総事業費28億2,238万5,000円の支払いについて。行政経営課からいただきました本庁舎移転事業年度別内訳によると、まず総事業費が平成20年度では4,281万8,000円が減額されているのにもかかわらず、平成21年度分は3,938万5,000円が増額されております。減額、増額の理由及び継続費の支出に対する議会の議決手続についての説明をお願いいたします。

次に、銀行に定期預金していた公共施設設備基金5億5,000万円を平成20年度分として1,117万9,000円を支出し、平成21年度で3億8,000万円、平成22年度で1億485万円を支出する予定であります。恐らく平成20年度に銀行定期預金5億5,000万円を一括解約したものと思われます。個人の建設事業の場合には、まず自己資金を支払いますが、なぜ本庁舎移転の総事業費の場合には自己資金を各年度に分割した支払いをするのか説明をお願いします。

次に、本庁舎移転事業の合併特例債について。 平成20年度分は3,840万円が減額されております。 平成21年度分は8,640万円が増額されております。 減額増額の理由及び合併特例債の発行の額、手続、 時期について説明をお願いいたします。

本庁舎移転の現在の進捗状況について、具体的 に説明をお願いいたします。

財政再建について。さきの12月定例会において 理事者は、川内病院、大畑、脇野沢両診療所の不 良債務合計約57億円を平成21年度から平成25年度 までに解消すると言っておりました。そうすると、 各年度平均約11億円の負担金の財源が必要となり ます。その財源の根拠をお答え願います。

次に、さきの12月定例会で理事者は、下北医療センターむつ総合病院に対するむつ市の負担分の債務不履行した約33億円の債務負担金の支払い計画について、平成26年度から平成34年度までの間に約33億円を支払うと言っております。各年度平均約4億円の負担金の財源が必要となります。その財源の根拠をお答え願います。

さきの12月の決算審査特別委員会で理事者は、 むつ市の下北医療センターに対する短期貸付金 15億9,500万円を平成12年度から毎年4月1日に 貸し付け、翌年3月31日に返済、ただちに4月1 日に貸し付けという行為を9年間繰り返している ということを認めております。これは、実質上貸 し付けではなく、33億円、債務の弁済ではないか と思うところであります。説明をお願いいたしま す。

9年前の平成12年度に下北医療センターむつ総合病院に対するむつ市負担部分の債務不履行した約33億円についての債務負担行為が行われた同時期に15億9,500万円を短期貸し付けしたのは、既に銀行がむつ総合病院に対し、運転資金を融資しなくなったためではないかと思うところでありますが、説明をお願いいたします。

むつ市短期貸し付け15億9,500万円を債務不履行した債務負担約33億円の一部として弁済してしまうと、理論上むつ市の赤字が15億9,500万円増加します。そうすると、累積赤字21億円にさらに15億9,500万円がプラスされ、累積赤字は37億円になります。その結果累積赤字比率は約22%となり、財政再建団体の基準である20%を超え、財政再建団体になってしまうから実質上債務の弁済であるにもかかわらず貸し付けという形式をとっているのではないかと思うところであります。説明

をお願いいたします。

この短期貸し付け15億9,500万円の各9年間の 経理操作を県や国は知っているのか、知って見逃 すとすれば何のための財政再建法なのかと思うと ころでありますが、お答え願います。

この短期貸付金は、平成21年度では15億9,500万円から12億6,280万円まで減額されております。 減額の理由及び短期貸し付けの経理操作をいつまで続けるつもりなのかお答え願います。

今後のむつ市の下北医療センターに対する負担 金の増減はないのか、各年度別の見通しをお答え 願います。

指定管理者制度について。さきの12月定例会で 理事者の答弁によりますと、むつ市は大平埠頭の スポーツ施設のウェルネスパークを指定管理して いる山内土木株式会社及び株式会社コナミスポー ツに対し、指定管理委託料として合計 1 億1,500万 円を支払っておりました。さきの12月定例会で理 事者は、本年度株式会社コナミスポーツが指定管 理者から抜けた理由について、事故等が生じた場合に双方の責任が不明確であるからと答弁しております。とすれば、今まで事故等が生じた場合に 双方の責任が不明確である団体に対し指定管理を 委託したということになります。また、なぜ双方 の責任が不明確なのか、具体的に説明をお願いい たします。

さきの12月定例会で理事者は、スポーツ施設ウェルネスパークの指定管理の収支について、自主事業分を合わせると平成18年度分は収入が1億6,102万6,200円、支出が1億5,637万2,542円、差し引き46万3,658円黒字となっている。そのうち指定管理者分は収益ゼロとなっていると述べております。自主事業とは何を意味するのか、指定管理者分を収益ゼロにしたのは指定管理料を下げさせないための経理操作をしたのではないかと思うところであります。経理監査はどのような方法で

行われたのか、指定管理者の収益ゼロということ をどのように処理したのか、お答え願います。

さきの12月定例会で理事者は、平成19年度分の 収支は収入が1億6,985万1,381円、支出が1億 4,902万7,428円、差し引き2,082万3,953円の黒字 となっていると述べております。さらに、先日の 3月11日の予算審査特別委員会では、理事者は企 業努力によって上げた黒字であるから、2,082万 円は企業の収益として当然である旨の発言をして おります。いかなる企業努力によって上げた収益 なのか、具体的に説明をお願いいたします。

会計監査はどのように行われたのか。このむつ 市の財政逼迫の折、黒字2,082万3,953万円はどの ように処理されたのかお答え願います。

脇野沢地区における廃棄物の不法投棄について。廃棄物処理費は3億円から6億2,000万円に増加した積算の根拠について説明をお願いいたします。

次に、平成21年2月28日の新聞報道によれば、 廃棄物の総量が6,200トンから9,000トンにふえる 見込みとされておりますので、根拠について説明 をお願いいたします。

さきの12月定例会で理事者は、不法投棄関係者の民事上及び刑事上の責任は時効になっているので、責任追及するのは法律上も、道義上も困難であると答弁しております。しかしながら、市民の中には一般市民が不法投棄した場合と同様に、不法投棄関係者に廃棄物処理の6億2,000万円を負担させるべきであり、市民の血税を使用すべきではない。また、国、青森県、青森市の場合には不正行為に対し、不正行為関係者の責任を明確にし責任を追求しているのに対し、むつ市の場合には、なぜ不法投棄関係者の責任を明確にし責任追及しないのかという声があります。先日の3月12日の新聞報道によれば、最近住民たちの口から出るのは、脇野沢村時代の負の遺産だ、まさかこれほど

の費用がかかるとは、市全体に迷惑になる、肩身が狭いと報道されております。さらに、先日の3月9日の新聞報道によれば、むつ市に市民税を払っている身としては人ごとではない、不法投棄が行われた当時の行政責任は重い、以前に報道されたと思うが、旧脇野沢村の議員たちがこの問題にどのように対処していたのか知りたいものだという見解が述べられております。アメリカ大統領選挙で勝利した民主党のオバマ新大統領が唱える真実に戻ることが求められている新たな責任の時代において、市長のご所見をお伺いいたします。

新町の道路整備について。熊野神社わきの旧大畑線線路跡地の6メートルの道路整備計画について。数年前土地を所有している会社から新町町内会に対し、会社が6メートル道路を整備してむつ市に寄附するという説明があって以来、いつ道路が整備され、交通渋滞が解消されるかと新町の住民は期待を持って待っています。進捗状況について説明をお願いいたします。

次に、新町23番地区から24番地区の生活道路の砂利道の舗装について、砂利道を舗装するための前提条件である道路所有者の複雑な権利関係を確定する作業を近隣住民で実施することは困難である。そこで、市のほうで救済方法を検討していただきたい。前向きな回答をお願いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(村中徹也) 市長。

(宮下順一郎市長登壇)

〇市長(宮下順一郎) 新谷泰造議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の市長の政治姿勢については、総務部長より説明いたします。

次の庁舎移転のご質問については、担当部長等からご答弁を申し上げます。

次に、財政再建についてのお尋ねについてであります。公立病院を経営する地方自治体の数は、

平成18年度末現在では553団体ありますが、その約8割強は赤字経営と言われており、高度医療や精神疾患に対する取り組み、あるいは不採算地区での医療確保等民間ではなかなか対応できないところにその使命を求められてきたことや、近年における医師不足の問題、診療報酬の引き下げ傾向等が一層経営環境を厳しくしている状況となっております。

当市の場合、一部事務組合下北医療センターが 運営する医療施設に対して、経費負担を義務を負っているのはむつ総合病院、川内病院、むつリハ ビリテーション病院、大畑診療所及び脇野沢診療 所の計 5 施設で、平成19年度末でこれらが抱える 不良債務の合計額は約57億5,000万円となっております。このうちむつ総合病院の不良債務約12億5,000万円につきましては、国の第五次病院事業 経営健全化計画の採択を受けて、平成14年度から 平成20年度までの7年間で解消に取り組んでいる ところでありまして、今年度が最終年度となりますことから、計画の達成に向け、できる限りの支援をしてまいる所存であります。

また、他の施設につきましても、病床数の削減 や指定管理者制度の導入、一般会計からの財政支 援強化等により新たな不良債務の発生を極力抑え ることで、病院経営の健全化を進めていくという 方針と伺っておりますので、今後とも下北医療セ ンターとしっかり連携をとりながら、病院事業に 対する市としての責任を果たしてまいりたいと考 えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、これに係る細部及びその余につきまして は、企画部理事から答弁いたします。

次の指定管理者制度についてのご質問につきま しては、教育委員会の所管でありますので、教育 委員会より答弁を申し上げます。

次に、脇野沢地区における廃棄物不法投棄についてのご質問にお答えいたします。ご質問の1点

目、分別搬出工法のトータルコスト6億2,000万円の積算根拠についてでありますが、2月23日付で提出された脇野沢赤坂地区不法投棄事案に係る調査検討業務報告書によりますと、廃棄物を掘削選別し、資源化及び処分するために行う土木工事、運搬及び廃棄物処分等の事業費が約4億7,000万円となり、この事業費に市の最終処分場で処分したことにより、将来新たな最終処分場が必要になるものとし、埋め立て容量に見合った最終処分場の建設コスト分の経費である約1億5,000万円を加算したトータルコストが約6億2,000万円となっております。

次に、2点目、廃棄物の総量が6,200トンからふえる見込みの根拠についてでありますが、報告書の埋め立て状況の検討によりますと、廃棄物の対象重量は約1万2,000トン、間隙率を補正した体積で約3万立方メートルとされております。詳細につきましては、担当部長より説明をいたします。

次に、3点目の不法投棄関係者の民事及び刑事 上の責任についてお答えいたします。ご承知のように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわ ゆる廃棄物処理法の第16条の規定は、何人もみだ りに廃棄物を捨ててはならないとされ、同条の2 の規定は、何人も次に掲げる方法による場合を除 き廃棄物を焼却してはならないとされており、本 事案はこの規定に違反することは疑いの余地がな いものと考えております。

この廃棄物処理法では、不法投棄等の不適正処理の増加、悪質化に対処するための規制強化とあわせ、非常に厳しい罰則が定められ、違反した者には5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されるものであります。しかしながら、本事案に係る公訴時効は5年とされており、昨年9月開会のむつ市議会第197回定例会における行政報告及び斉藤議員の一般質問

の答弁でご説明いたしておりますが、旧脇野沢村 長その他の関係者らに対する告訴は既に時効が成 立しており、犯罪として立件することが不可能で あることを当市顧問弁護士に確認しております。 また、民法上不法行為に基づく損害賠償請求権の 時効期間が3年とされており、損害賠償の請求も また不可能であることにつきましても確認してお ります。しかし、仮にこの時効の成立がなかった とした場合には、当然旧脇野沢村長その他の関係 者らは刑罰の対象となることは明白であります。 本来廃棄物の処理について指導すべき立場にある 行政が不法投棄という法を逸脱した行為により多 額の税金を投入せざるを得ない状況を招いている わけでありまして、結果的に被害者となるのは市 民の皆様となってしまうことを考えますと、改め て強い憤りの念を禁じ得ません。

旧脇野沢村長初め関係者の道義的責任につきましては、それぞれの判断にゆだねざるを得ないところでありますが、心ならずも関係者の一人とならしめられた私といたしましても、今後再びこのようなことがないよう襟を正し、より一層法令遵守を徹底する所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、新町道路整備についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、熊野神社わきの旧大畑線線路跡地の6メートル道路の整備計画の進捗状況についてでありますが、旧大畑線跡地につきましては、議員ご承知のとおり、大畑線廃止後、現在下北交通株式会社から民間会社へ所有権が移っております。

ご質問の熊野神社わきの線路跡地の道路化につきましては、現在の土地所有者と新町地区の方々が話し合いをされたとお聞きしておりますが、市に対しては正式な申し入れはなく、市としては今のところお答えする立場にございませんので、ご理解願いたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、新町23番地区から24番地区の砂利道の舗装のための所有権確定についてでありますが、道路整備のための寄附要件につきましては、むつ市議会第198回定例会において答弁しておりますとおり、寄附申請人と土地所有者が同一人であること、寄附後速やかに市に所有権移転登記ができること等が条件となります。したがいまして、申請以前の土地にかかわる問題の解決及び相続登記等は申請人が行わなければならないことになりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長(村中徹也) 教育長。

(牧野正藏教育長登壇)

○教育長(牧野正藏) 新谷泰造議員の指定管理者 制度についてのご質問にお答えいたします。

まず、さきのむつ市議会第198回定例会で万が 一事故等が発生した場合の責任の所在が不明確に なるとの山内土木株式会社からの説明があった旨 申し上げましたが、それはあくまでも山内土木株 式会社とコナミスポーツのグループ内での話のこ とでありまして、教育委員会といたしましては、 事故等が発生したときは指定管理者であります山 内土木、コナミグループが当然責任を負うもので あることには何ら変わりはないものであります。

次に、責任の所在が不明確な理由についてでありますが、同じ施設を共同で管理運営する職員が一方では山内土木、一方ではコナミスポーツの職員でありますので、事故が発生した場合にどちらが原因で事故が発生したものかが容易に判断できかねるケースが出てくる場合も将来考えられることから、このたび山内土木株式会社1社にしたものであります。

次に、収支決算についてのお尋ねであります。 まず、指定管理者制度導入の1年目に当たります 平成18年度の自主事業についてでありますが、議 員ご承知のように、ウェルネスパークは大きく分 けてセンターハウスと克雪ドームから成り立っております。まず、センターハウスのトレーニングジムにおいては、初心者向けのストレッチやヨガ、筋力アップを目的としたエクササイズ、初心者から経験者までを対象にした各種のエアロビクスなどがあり、1週間に57本のメニューを用意しております。プールを利用したものには水中ウオーキングや各レベルに合わせたクロールの泳ぎ方などがあり、週に29本のプールプログラムをそろえております。

次に、克雪ドームにおいてはウオーキングやジョギングを主にしたもので、週に2本のメニューを開設しております。

以上、自主事業の概要を申し上げましたが、この多彩なメニューの設定は、市民の皆様には大変 好評を得ているところであります。

次に、収支ゼロ円についてでありますが、指定管理開始当初から本社の社員がウェルネスパークの館長や館長補佐として従事しておりましたが、会計処理上、その社員の給与は本社のほうで支払っておりました。しかし、指定管理に従事していた人件費相当分は、指定管理経費の対象であることから、その社員3名分の給与費の一部と本社管理費の一部を一般管理費として計上した結果、収支がゼロ円になったものであります。

教育委員会といたしましては、2年目の平成 19年度から本社費と指定管理の経費を分けるよう 指導しておりますので、ご理解を賜りたいと存じ ます。

次に、平成19年度の決算で生じた収益の処分についてでありますが、むつ市の指定管理者制度の取り扱いとして、指定管理者の経営努力等によって生じたものであることから、指定管理者の収入としているところであります。また、経理については会社の部分と指定管理の部分を明確に分けるよう指導し、支出明細を提出していただき、厳正

な審査を行っておりますので、ご理解を賜りたい と存じます。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 新谷泰造議員のご質問に お答えをいたします。

まず、市長の政治姿勢についてのご質問の1点目、人事の適正、公平についてでございます。元市職員で現在非常勤の嘱託として勤務していただいている職員は2名でございます。勤務場所は、脇野沢庁舎及び下北自然の家で、報酬は両名とも月額25万円でございます。両名とも市役所在職時の経験と識見を引き続き行政に生かしてもらいたいという判断のもと、いわば余人をもってかえがたい有用な人材として任用したものでございます。

また、臨時職員として勤務していただいている 元市職員は4名で、すべて公用車の運転手でござ います。日額5,760円で任用しております。いず れにいたしましても、任用の決定的な理由として は、退職者の一部不補充を余儀なくされている状 況から、人的資源の不足を補うという特殊事情が 背景にありますことをご理解賜りたいと存じま す。

一方、指定管理した施設に再就職した元市職員につきましては、あくまでも指定管理者側の裁量で雇用しておりますので、市としては把握いたしてございません。市の施設といいましても、私どもは指定管理者を指導するという立場以外に特段関与できるものではございませんし、従業員個々人の雇用の理由や報酬といった個人情報を要求する権限もございませんので、ご了承をいただきたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、むつ市議会第197回定例会、第198回定例会と2度にわたり再就職は皆無に等しいとお答えした経緯についてでございますが、これにつきましては、市の関連施設という

定義の解釈にそごがあったようでございまして、 2 度の定例会ではあくまでも市の関連施設を天下 り法人のたぐいと想定してお答えをしたところで ございます。ただ、前回には同時に退職者のうち 数名は嘱託及び臨時職員として引き続き市役所に お残りいただいている旨もお話し申し上げている わけで、決して開示できる範囲の情報を隠し立て したわけではございませんので、ご理解を賜りた いと存じます。

次に、ご質問の2点目、庁舎移転の事業予算に係るご質問にお答えを申し上げます。まず、事業予算が平成20年度に4,281万8,000円減額になり、平成21年度は予定より3,938万5,000円ふえている理由でございます。平成20年度の事業予算につきましては、継続費設定していた工事管理委託費で51万5,000円、庁舎改修工事費一式で2,854万6,000円、情報センター移設費で343万4,000円、また単年度事業としていた電話交換設備設計委託料及び不用品廃棄処分費で1,032万3,000円の合計4,281万8,000円が入札減等により不要となりましたので、減額の提案をいたしたものでございます。

一方、平成21年度予算に関しましては、継続費を組んでおりました工事費等の平成20年度の減額分3,249万5,000円をそのまま平成21年度予算にスライドさせたことによる増分のほか、備品費等の増分689万円の合計3,938万5,000円が増となったものでございますが、総枠での事業予算は当初の予算額より少ない額で推移しているということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公共施設整備基金 5 億5,000万円を全額 取り崩して使わず、年度ごとに充当配分している のはなぜかということでございますが、庁舎移転 事業中合併特例債を充当できないものがございま す。平成20年度の不用品廃棄処分費、平成22年度 の現庁舎の解体整備費及び今回補正予算で対応す ることとなりました外部テナントの部分整備がこ れに当たりますが、まずこれらの費用に基金を充当し、残る額については最も事業経費を必要とする平成21年度に割り振ることといたしましたことから、事業年度ごとに基金の取り崩しが予定されているものでございます。

次に、平成21年度の合併特例債の起債額が予定 よりふえているのはなぜかというご質問でござい ます。このことにつきましては、先般もご説明申 し上げましたところでございますが、今回3月補 正で設計費を提案させていただきました外部テナ ント部分の改修につきましては、今後係る改修工 事費も含めまして、合併特例債は充当できないも のと考えているところでございまして、その改修 に基金を充当することを考えてございます。その ことによりまして、総体的に本庁舎改修部分にお ける基金の充当額が減ってしまうことになります ことから、その分の合併特例債充当額を増額した ということが主な理由でございます。その他では、 先ほども申し上げましたように、継続費として組 んでおります工事費の入札残をそのまま平成21年 度にスライドさせているための増ということでご ざいます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 総務部理事。
- ○総務部理事(石田三男) 庁舎移転に係るご質問の2点目、庁舎移転工事の進捗状況について、市 長答弁に補足してお答えいたします。

本工事に着手し、2カ月を経過しておりますが、これまでの工事内容についてご説明いたします。まず、建築工事についてでありますが、外部工事におきましては、一部屋根ふきかえ部分の撤去とアルミ建具取りつけのためのコンクリート壁の撤去工事を実施中でございます。内部工事におきましては、既存間仕切り壁、それと天井の撤去を完了し、現在耐震壁の増設工事を進めている状況にございます。また、電気、給排水、空気調和設備

工事におきましては、既存機器を移設利用いたしますことから、それぞれ撤去が完了し、新たな配線、配管工事に着手している状況にございます。

各工事の工程管理におきまして、完成までの全体工程表をもとに、さらに詳細な月ごとの実施工事工程表を作成し、工程管理を行っているところであります。

また、週ごとの打合会議の場を設定いたしまして、各請負業者間の工事調整も図っているところでございます。 2 月末現在でございますが、進捗率は当初工程計画いたしました進捗率と同程度の約9.5%となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 企画部理事。
- ○企画部理事(近原芳栄) まず、庁舎移転にかか わります合併特例債の借り入れ手続についてご説 明いたします。

この庁舎移転にかかわる合併特例債につきましては、平成19年度にも全体計画が国・県了解のもとに既に合併特例債の借り入れを行っておりますし、また平成20年度におきましても、既に9月末に合併特例債の許可申請を行いまして、10月の中旬に許可をいただいております。今後3月中までの事業が完成した後に起債の借り入れを行うこととしております。

平成21年度におきましても、例年どおり4月に 県のほうに事業計画を出しまして、その計画が承 認されれば起債の予定額が来ます。その後9月の 末に許可申請を行いまして、10月の中旬に同様に 起債の借り入れの許可がなされます。その後事業 の完了後に起債を借り入れすることになっている ものであります。

次に、財政再建について、市長答弁に補足説明 させていただきます。まず、平成19年度末におけ る不良債務の合計額約57億5.000万円の解消にか かわる財源の内訳についてのお尋ねでありますが、このうちむつ総合病院の不良債務約12億5,000万円につきましては、第五次病院事業経営健全化計画の負担ルールに基づき特別交付税が2億6,000万円、青森県からの補助金が1億2,000万円、むつ市の負担分が1億4,000万円、財源は一般財源であります。むつ総合病院自体の負担分が7億3,000万円で解消してまいります。

また、むつリハビリテーション病院の不良債務約4,000万円につきましては、本年度においてむつ市の負担により解消を終えておりますので、残りが44億6,000万円ということになりますが、これについてはすべて一般会計が税等の一般財源により負担するということになります。

平成21年度から本格実施となります財政健全化 法の施行に伴い、病院事業にあっても例外なく経 営の健全化が問われることとなり、国ではすべて の病院に対して病院事業の経営健全化に向けた公 立病院改革プランの策定を義務づけております。 これを受け、下北医療センターでも平成25年度で の不良債務解消を目標に計画を策定している段階 でありますので、現時点ではまだ年度ごとの負担 分を明確に示せる状況にありませんが、基本的に は平成25年度までの不良債務解消を一応の目標と して解消に取り組んでまいりたいと考えておりま す。

ただ、平成25年度不良債務解消は、あくまでもむつ総合病院の資金剰余金を加味した下北医療センター全体で見た場合であり、個別の病院ごとで見た場合には、平成25年度末においてもなお解消し切れない部分が残る可能性がありますことから、すべての不良債務解消に向け、引き続き取り組んでいかなければならないものと考えております。

2点目のご質問は、約33億円の債務負担に係る 財源についてでありますが、これにつきましては、 全額が税等の一般財源により負担するということになります。一般会計の財政健全化を図りながら、かつ病院事業の健全化にも負担していかなければならないという厳しい状況にありますことから、一気にこれを解決することは現実的に困難でありますので、まずはむつ総合病院が取り組んでいる第五次病院事業経営健全化計画を今年度で達成する。次の目標として、川内病院、大畑診療所及び脇野沢診療所が抱える不良債務の解消に努める。これらの状況を見ながら、33億円の債務の負担を行っていくというスケジュールで取り組んでまいりたいと考えております。

3点目のご質問は、下北医療センターに対する 貸付金についてのお尋ねについてであります。これは、平成13年度から始まった措置でありまして、 当時下北医療センターの一時借入金が多額となり、金融機関からそれ以上の借り入れが困難となったことから、それぞれの構成市町村に貸し付けを求めたというのが経緯であります。

また、この措置につきましては、県も予算編成や財政運営に対するヒアリング等の機会を通じ承知しているところであります。今後につきましては、病院自体も不良債務解消のため一層の経営努力が必要となりますので、額はともかくとして、貸し付けの措置は当面の間続ける必要があろうと考えております。

また、平成19年度15億9,500万円から平成21年度が12億6,270万円、約3億2,000万円減少している理由のご質問に対してお答えいたします。この減少している理由は、むつ総合病院と大畑診療所の分が減少したことによるものであります。

4点目は、下北医療センターに対する今後の負担金についてであります。平成21年度は前年度当初予算比1億8,000万円増の約13億5,000万円、以後平成22年度からは赤字解消計画での予定額となりますが、前年度比1億4,000万円増の約14億

9,000万円、平成23年度が前年度比 1 億8,000万円 増の約16億7,000万円と計画しております。

なお、むつ総合病院の運営費として電源立地地 域対策交付金 2 億5,000万円を別途直接充当分と しておりますので、実態としては各年度の負担金 に 2 億5,000万円を加えた額ということになりま すので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 5点目の脇野沢地区における廃棄物不法投棄について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、分別搬出工法のトータルコストについてであります。対策工事の事業費の内訳でありますが、遮水工事費用として約5,600万円、水処理施設費用として約7,700万円、雨水排水工費用として約900万円、残土及び覆土処理費用として約1億1,200万円、廃棄物掘削及び選別費用として約1億3,100万円、廃棄物運搬費用として約6,800万円、廃棄物処分費用として約1,700万円、総額で約4億7,000万円となっております。

最終処分場の建設コスト分の費用は、近年建設されました最終処分場をモデルとして、その容量1立方メートル当たりの建設コストを約4万円に、市の最終処分場で処理する埋め立て容量約3,500立方メートルを掛け合わせて約1億4,000万円となっております。

次に、廃棄物の総量についてであります。当初 旧脇野沢村に残っていた資料及び関係者からのヒ アリングにより解体廃材を主とした可燃物は野焼 きされ、減量化されたものとして廃棄物の重量を 約6,200トンと推定しておりましたが、重機によ ります試掘調査の結果、実際はほとんど焼却され ておらず、原形をとどめている状況が確認されて おります。このことから、ごみ質組成調査、ボー リング調査、測量調査等の結果を踏まえまして精 査した結果、埋め立てられた廃棄物の重量は約1 万2,000トン、換算体積は約1万8,000立方メートル、実際の容量は間隙率補正体積で約3万立方メートルと推定しております。

以上でございます。

- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) 不法投棄関係者の刑事上の責任について質問させていただきます。

最高裁判所の平成11年12月9日の決定によりますと、他人の土地に大量に廃棄物を堆積する行為について、刑法235条の2の不動産侵奪罪が成立されております。不動産侵奪罪は継続犯でありますので、廃棄物を撤去し、原状回復しない限り違法性は継続しているので時効が成立しない可能性があります。本件の不法投棄関係者にも不動産侵奪罪が成立する可能性があります。廃棄物処理費の6億2,000万円の責任を明確にする必要がありますので、弁護士等に相談し、刑事告訴を検討すべきであると思うのでありますが、市長のご所見をお伺いいたします。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) 法律上の責任につきましては、これまでもるるお答えいたしておりますように、刑法上、それから民法上、このことにつきまして、弁護士さんにるるご相談を申し上げて、その見解をもとに、参考にいたしまして判断してきたということがございます。今の刑法235条の件で違法性が成立しない可能性があるというふうなご指摘があったわけでございますけれども、これにつきましても、改めてまた弁護士さんにその見解をお聞きしていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) では、不動産侵奪罪の件につ いては、よろしくお願いします。

次に、不法投棄関係者の民法上の責任について。 民法上の時効とは、裁判において、民法上の責任 を追及された場合に抗弁として時効だと主張して 責任を逃れることができるだけであり、不法行為 関係者の不法行為の損害賠償債務は裁判上請求で きない自然債務として永久に残るのであります。 したがって、不法投棄関係者の不法行為の損害賠 償に対し、債務に対し、不法投棄関係者の時効の 抗弁を主張しない限り民法上の責任を追及するこ とは可能であります。

さらに、時効に関係なく不法行為関係者の不法 行為の損害賠償の自然債務の履行状況に応じて、 政治家としての政治責任、企業の社会責任を追及 することは可能なのであります。市長は、情報公 開を徹底すると言っているのでありますから、不 法投棄関係者、担当者との交渉経過を公表し、民 法上の責任、政治家としての政治責任及び企業の 社会責任を追及すべきではないかと思うところで ありますが、市長のご所見をお伺いいたします。

- ○議長(村中徹也) 総務部長。
- ○総務部長(新谷加水) この民法上の責任論につきましても、法律の解釈論でございますので、私ども説明しておりますように、最高裁の判例でそういう時効が成立しているというふうな判断で事を進めてきているということがございますので、この点につきましても、果たしてそういう解釈が成り立つのかどうかというふうなことについても、また弁護士さんと相談していくということにしたいと思います。
- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) この件についても弁護士と相談してよろしくお願いいたします。

では、最初のほうの総量の件と処理経費の件について、先日の2月27日の本会議で市長は、掘ってみて何があるのか、膨大な支出が予想され、財政への影響は大きいと発言しております。ということは、廃棄物の総量は掘ってみないとわからない。結局廃棄物処理費の6億2,000万円も掘って

みないとわからないということではないのかと思 うのですが、市長のご所見をお伺いいたします。

- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) あの場所をボーリングしたのは8カ所だそうでございまして、そこの部分での推定の量でありますし、その部分で出てきているものを間隙率、そういうもので補正をした結果、今の時点での数量でございます。かなり完全に燃えていると、野焼きしたというふうな報告を受けましたので、その部分では完全に燃えているというふうな思いが我々に当初あったわけでございます。ところが、8カ所ボーリングした結果、それがまだまだすっかり完全に焼却灰となっていままだまだすっかり完全に焼却灰となっていない、かなり廃材なんかが残っているというふうな状況でございます。あくまでも今の時点での、コンサルから受けた報告の段階でそういうふうなコンサルから受けた報告の段階でそういうふうなことでございますので、この変動はあり得るものと、こういうふうに私は認識をしております。
- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) そうすると、現状は9,000トンでいいのですか、それとも1万2,000トン、どっちですか。
- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 現状では1万2,000トン でございます。
- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) そうすれば、新聞報道の9,000トンは間違いということでよろしいのですね。
- ○議長(村中徹也) 民生部長。
- ○民生部長(佐藤吉男) 当初9,000トンという説明をいたしまして、その後関係者のヒアリングを行いましたら、焼却処分した、あるいは蒸し焼きにしたということで6,200トンに減量したのですけれども、開削した場所、ボーリングした関係を精査いたしますと1万2,000トンというふうに推計しております。ただ、これも変わる可能性はあ

りますけれども、現時点では1万2,000トンでございます。

- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) 先日の2月27日の本会議で市長は、不法投棄について市長に責任がある旨のことを述べております。しかしながら、市長が不法投棄を知ったのは不法投棄の告発後であるとのことですから、市長には責任はないのではないかと思います。それよりも、市長は不法投棄関係者の責任を明確にして責任を追及する立場にあるのではないかと思いますが、市長のご所見をお伺いいたします。
- ○議長(村中徹也) 市長。
- ○市長(宮下順一郎) 先ほどるる総務部長からその法的な部分、ご説明をしたとおりでございます。 私もその考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(村中徹也) 3番。
- ○3番(新谷泰造) 以上で終わります。
- ○議長(村中徹也) これで、新谷泰造議員の質問 を終わります。

散会の宣告

〇議長(村中徹也) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月17日は横垣成年議員、斉藤孝昭議員、新谷功議員の一般質問、議案第36号に対する質疑及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時10分 散会